

テーマ 「外郭団体の財務事務及び事業の管理」

第1 監査テーマ選定の理由と監査の視点

1 監査テーマ選定の理由

徳島県は、平成16年10月に平成17年度から3年間で取り組む「財政改革基本方針」を公表して、今後3年間で歳出を150億円削減することを目標としている。本県の財政構造は、地方交付税や国庫支出金、県債などの依存財源が歳入の6割を占め、中でも歳入の半分近くを国からの交付税と国庫支出金に頼っているのが現状であるところ、平成16年度の予算編成においては、国の三位一体改革により198億円の財源不足額が発生している。今後も、歳入は地方交付税の減少で次第に減る一方、歳出は横ばい状態で推移することが予想され（団塊世代の大量退職に伴う退職手当金と過去に発行した県債の償還費用の増大が主な要因）、歳出の削減は緊急の課題である。

このような財政状況下、県は外郭団体に対して毎年約100億円近い補助金や委託金を支出しているが、県が目標とする歳出の削減のためには、外郭団体の運営の効率化や財務の健全化は必要不可欠である。現に県は、平成14年度から外郭団体の見直しを計画し、「財政改革基本方針」でも主要な柱に位置づけている。

見直しの対象となっているのは、県の出資比率が25%以上か、県が債務保証（損失補償）契約を結んでいる計38の団体である（平成16年4月1日現在）。各団体は、点検作業の中で様々な問題点を県から指摘されており、平成17年度末までに個々の課題を解決する「問題解決プラン」を策定する予定になっている。

また、平成15年9月に施行された地方自治法の改正によって、公の施設管理に関して「指定管理者制度」が導入された。これにより、従前、地方公共団体直営か地方公共団体が50%以上出資する外郭団体に限られていた公共施設の管理が、住民サービスの向上と経費の節減を目的として、民間事業者やNPO法人等にも認められることになった。この制度導入の結果、県の外郭団体の中で施設管理を主として行ってきた団体の多くは、今後経営の抜本的な改革を迫られ、場合によっては経営破綻も危惧されることになる。各種外郭団体は、県の仕事を代行してきた側面もあり、特に施設管理のために県条例に基づき設立されたような団体については、その色合いが濃く、県としてもその経営改革に無関係ではいられない立場上の問題もある。

このような状況下における外郭団体を監査テーマにすることは、県財政に資するものと考えて、本テーマを選定したものである。

2 監査の視点

- ・当該団体が行う事業の必要性
- ・当該団体に対する県職員の派遣の有無及びその必要性
- ・県と当該団体との委託契約及び補助金の内容並びにその必要性
- ・当該団体が抱える今後の問題点

3 監査の対象とした団体

財団法人とくしま地域政策研究所
財団法人徳島県青少年協会
社会福祉法人徳島県社会福祉事業団
財団法人徳島県国民年金福祉協会
財団法人徳島県腎臓バンク
財団法人徳島県観光協会
社団法人徳島県林業公社
財団法人徳島県水産振興公害対策基金
財団法人徳島県土木技術協会
財団法人徳島県企業公社

第2 監査結果

【財団法人とくしま地域政策研究所】

1 概要

(基本財産等)

平成8年5月1日設立された財団法人で、基本財産は2億円であって、うち徳島県からの出捐額は9,000万円である。その他の出捐者は、県内市町村や民間会社等である。現在基本財産のうち3,000万円を1,000万円ずつ別の金融機関に定期預金し、1億7,000万円を普通預金にしてペイオフ対策をしているが、運用益を考慮して今後は国債購入も検討されている。

(組織等)

財団法人の寄附行為によると、理事は10人以上20人以内とし、監事は2人と定めている(第15条1項)。理事の中から会長・理事長・常務理事を各1名選出することを定めている(第15条2項)。

常勤役員の報酬は有償で、非常勤の役員は無償である。理事長は現在2代目であるが、何れも県庁職員のOBである(平成16年9月1日現在)。

研究調査業務に携わる研究部は、3グループ体制を組んでいる。

このうち、法令に基づき派遣されている県職員の給与は当該団体から支出されているが、基本的に民間会社からの出向職員はその民間会社から、市町村からの出向職員(但し、平成16年9月現在では該当者無し)はその市町村から支出されている。但し、職員の給与のうち、超過勤務手当等は当該団体から支出されている。

非常勤の客員研究員は、技術士資格を持つ徳島大学の大学院生で、有償で調査研究業務に従事している。出勤日は不定期である(原則週1回当該団体事務所で勤務)。

(設立目的等)

財団法人が発行しているパンフレットによると、「各界の英知を結集し、広い視野と長期的展望に立った政策や施策に関する調査提言を行うとともに、各種情報の収集、分析及び提供等を行い、もって県民生活の向上に寄与することを目的としている」と設立目的が記載されている。寄附行為第3条にも同様のことが明記されている。

平成8年以前は、県は、政策及び施策に関する調査事業を必要に応じて県外のシンクタンク等に委託をしていたが、当該団体の設立後は、ここに委託できるようになった。

2 事業内容等

[収支計算書]

(単位：円)

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
【収入の部】					
基本財産運用収入	434,156	220,919	290,502	14,116	9,359
事業収入	175,706,950	202,747,115	206,938,869	257,763,750	181,974,214
うち県受託収入	82,648,000	90,639,000	158,264,850	165,467,450	105,238,500
補助金収入	88,000,000	87,000,000	86,000,000	76,000,000	74,000,000
うち県補助金収入	88,000,000	87,000,000	86,000,000	76,000,000	74,000,000
雑収入	32,036	22,400	10,444	1,609	11,238
固定資産売却収入	430,000	0	0	0	336,000
敷金返還収入	0	0	0	267,000	0
当期収入合計	264,603,142	289,990,434	293,239,815	334,046,475	256,330,811
前期繰越収支差額	6,969,019	8,670,947	10,431,219	14,209,976	28,708,545
収入合計	271,572,161	298,661,381	303,671,034	348,256,451	285,039,356
【支出の部】					
事業費	104,999,220	140,945,188	151,120,645	178,762,939	99,716,631
自主事業費	16,119,771	7,508,447	8,874,592	9,928,095	7,658,403
受託事業費	88,879,449	133,436,741	142,246,053	168,834,844	92,058,228
管理運営費	144,320,344	137,145,813	133,362,783	135,848,518	118,945,230
固定資産取得支出	13,581,650	10,139,161	4,977,630	4,936,449	5,659,584
当期支出合計	262,901,214	288,230,162	289,461,058	319,547,906	224,321,445
当期収支差額	1,701,928	1,760,272	3,778,757	14,498,569	32,009,366
次期繰越収支差額	8,670,947	10,431,219	14,209,976	28,708,545	60,717,911

前記収支計算書で特に目を引く点は、以下のとおりである。

収入面では補助金収入が少しずつ減少しているとはいえ、平成15年度でも7,400万円とかなりの金額になっている。

一方、支出面では自主事業費が減少傾向にあり、平成15年度では平成11年度に対して47.5%の水準となっており、補助金収入が84.1%の水準にあるのと対照的である。

また、事業費については自主事業費と受託事業費に区分されているが、主たる経費である研究員の人件費等については自主事業費と受託事業費に区分されていない。

この結果、自主事業費の収支、受託事業費の収支、あるいは受託契約ごとの収支がまったく不明となっており、さらには後記する補助金の妥当性についても検証困難となっている。

次期繰越収支差額については毎年度増加し続けており，平成15年度では6,071万円に達している。

3 意見

(1) 補助金関係

補助金と人件費

当該団体は，県から補助金としての助成を受けることを前提として設立されている。

県は，団体設立と同時期に「財団法人とくしま地域政策研究所運営費補助金交付要綱」を定めて，補助対象経費を以下のとおりとしている。

- ・役員及び職員の人件費（但し，派遣元との協定により，派遣元で負担されるものは除く）
 - ・理事会，評議員会等の開催に係る経費
 - ・事務所及び駐車場の賃借料及び光熱水費
 - ・その他研究所の管理運営に必要な旅費交通費，リース料，消耗品費，印刷製本費，通信運搬費等の経費（調査研究事業に係るものは除く）
- （なお，補助率は10/10以内と定められている）

一方，当該団体が県と委託契約を締結する際には，同種契約の一般的な見積書と同様に，当該団体の職員の人件費を計上した見積書が提出され，その人件費を委託契約の中に含めて契約を締結し，県はその人件費を委託金として支出している。いわば県は，当該団体に対して個々の委託契約の中で当該団体の職員等の人件費を支払い，一方で補助金としても県派遣職員等の人件費を支払いしているのである。この点を単純に見ると県は当該団体に対して，一部の人件費を二重支払いしているのではないかとの疑問が生じる。

所管課にこの点を確認すると，補助金の人件費は当該団体が受託事業以外に自主事業等を行っており，その人件費でもあるとの説明であった。この説明どおりの処理がなされているのであれば，所管課は自主事業の人件費がいくらであるのか，当該団体が提出する事業報告書において正確に報告させ，掌握しておく必要がある。しかし，所管課が保管している報告書によると，人件費について受託事業・自主事業の区別がなされておらず，所管課の説明が正しいのか甚だ疑問である。

また，所管課から次のような説明もなされた。

まず，平成15年度における受託事業収入約1億8,200万円について，その経費内訳を分析すると以下のとおりとなる。なお，分析に当たっては，すべての受託事業が県からの受託事業と同一の経費構成であると仮定して，県からの受託事業の見積書に基づいて計算している。

・直接人件費	29.2%	5,300万円
・諸経費	24.3%	4,400万円
・技術経費	9.8%	1,800万円

- ・直接経費 33.3% 6,100万円
- ・消費税等 3.4% 600万円

次に、収支計算書の人件費に関する金額を、次のように受託事業収入に対応する直接人件費部分5,300万円と、それ以外の人件費に区分する。

(単位：百万円)

	決算額	受託事業収入 対応人件費	左記以外の 人件費
受託事業費			
賃金	14	14	0
委託費			
直接人件費相当	17	17	0
直接経費相当	31		
その他	30		
計	92	31	0
管理運営費			
人件費	70	22	48
その他	49		
計	119	22	48
合計	211	53	48

その結果、受託事業収入対応人件費以外の人件費、すなわち補助金収入に対応すると考えられる人件費が、4,800万円あることになり、この金額は、補助金実績報告書で補助金の対象とされた人件費約5,000万円とほぼ一致する。

したがって、補助金と受託事業契約額とで人件費の二重計上はないとの説明である。

しかしながら、前記説明には以下の疑問点があり、必ずしも説得力のある説明とは言い難い。

まず、前記説明でも、4,800万円の人件費に対して5,000万円の人件費補助が行われており、200万円については二重計上になっている。

また、前記表で「左記以外の人件費」に区分された金額の中には、受託事業の見積書上、諸経費に区分されている受託事業の間接経費部分(積算額=直接人件費×100/100)も含まれているはずである。この受託事業の間接経費部分を補助金対象の人件費から控除すれば、二重計上部分がさらに拡大することになる。

自主事業の財源

自主事業の財源については、所管課では補助金をもって充てているとの説明であったが、当該団体からヒアリングしたところでは、自主事業の財源としては基本財産の運用益により行っているとのことであった。しかし、実際上は低金利等の影響によって基本財産の運用益ではまったく不足しているため、受託事業の収

入等により自主事業の財源を捻出しているとの説明がなされた。

しかし、それだと逆に、委託事業を当該団体に随意契約で委託することにより、委託者たる県は、本来委託金として必要なかった経費を上乗せして支払っているのではないかとの疑問が生じる。契約種別として競争入札が実施され、他の業者と価格面で競争して当該団体が受注しているのであれば、受託金から自主事業の人件費を捻出できたのは当該団体の経営努力の結果であると評価し得るかもしれないが、そうでないことから、委託金が高額にすぎた案件もあるのではないかとの疑問がある。当該団体に関する委託のみならず、県も他の外郭団体も、最終的に受託した仕事がきちんと完成すれば、受託金が実際にどの費目に利用されても特に問題がないと考えているようである。けれども、わざわざ請負ではなく委託という契約を選択し、かつ、仕様書において、個々の作業に要する人員と日数に単価を乗じて費用計算がなされている以上は、県としては現実にその人員によりそれだけの時間をかけて作業を要したかどうかでも事後調査すべきである。これは作業日報等を活用すればさほど困難な作業ではないと思料されるし、その後の同種契約を締結する際の資料としても有用である。

また、例えば当該団体は平成15年度で3,200万円の黒字収支になっているが、それでは補助金を7,400万円を出す必要はなかったのではないかとの疑問もある。その疑問は、次項の繰越金の額を見れば一層強まる。

補助金と翌年度繰越金

当該団体は、毎年翌年度に繰越金を計上している。その詳細は既に記載したところであるが、改めて最近5年間の金額を挙げると以下のとおりである。

平成11年度 8,670,947円

平成12年度 10,431,219円

平成13年度 14,209,976円

平成14年度 28,708,545円

平成15年度 60,717,911円

このように、繰越金の額は毎年増加している。何故このような多額の繰越金が計上されて、当該団体に資産として保有されているのか問題がある。

この点に関する所管課の説明は、内部留保はむしろ必要であり、妥当なものであるとのことであった。

すなわち、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」運用指針において、『公益事業を適切、継続的に行うためには、ある程度の「内部留保」を有することは必要である。』として、『その水準は、当該法人の財務状況等によっても異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資金運用等のための支出は含めない）の合計額の30%程度以下であることが望ましい。』とされている（当該団体の内部留保は、平成15年度決算で、前記合計額の30.5%に至っている）。経営基盤を基本財産しか持たない「とくしま地域政策研究所」が安定的・継続的に公益活動を展開していくためには、この指針に従って、

内部留保の必要性は高いと考えられるとのことであった。

もとより、各種団体が運営基盤安定のために自助努力を行い、内部留保金を積み立てていくこと自体は批判されるべきことではなく、むしろ推奨されるべきである。

しかし、問題は、その原資である。当該団体の収入のうち、果たしてどの部分が繰越金原資になったのかは、団体内部に一度収入として混在した以上、追跡のしようがないが、果たして、かかる巨額な内部留保金をプールし得る団体に毎年補助金を支出し続けることの妥当性については、強い疑問がある。今後の補助金額は、団体が保有している繰越金を考慮して、金額を決定すべきである。

(2) 当該団体の経営状況

最近5年間の受託事業費の推移

当該団体が県から受託した事業費の年度別推移は以下のとおりである。

平成11年度	82,648,000円
平成12年度	90,639,000円
平成13年度	158,264,850円
平成14年度	165,467,450円
平成15年度	105,238,500円

平成15年度に極端に事業費が減少しており、今後の経営の不安要素である。

一方、県以外の県内市町村等から受託した事業費は以下のとおりである。

平成11年度	85,750,150円
平成12年度	102,408,000円
平成13年度	41,319,279円
平成14年度	84,261,000円
平成15年度	68,785,000円

県同様に平成15年度に大きく減少している。

当該団体の受託事業費の推移は以下のとおりである。

平成11年度	173,858,150円
平成12年度	201,708,150円
平成13年度	206,688,629円
平成14年度	256,678,450円
平成15年度	181,553,500円

当然ながら平成15年度の減少幅は極端である。

いずれの収入費目も前記のとおり平成15年度の減少が著しいが、逆にその前年度と前々年度の収入が突出傾向にあるとも言える。平成13、14年度に大きく増加したのは、介護保険、市町村合併に関する受託等が多かったためと考えられ、平成15年度の減少は前記増加原因となった受託のうち介護保険に関する受託が無くなったことなどと推測される。

以上、最近5年間の当該団体の受託事業費を見ると、県からの受託費は増加傾向にあったものの、平成15年度の落ち込みが激しく、今後の当該団体の経営状況に不安要素がある。また、市町村等からの受託費は、平成12年度に大幅な伸びを示したものの、平成13年度に極端に落ち込み、その後も伸び悩んでいる。この点からも今後に飛躍的な伸びは期待できないものと思われる。むしろ、市町村合併による発注者そのものの減少や、発注者の財政状況悪化に伴う委託事業の削減や委託金額単価の削減が予測され、受託事業収入は減少傾向になると見込まれる。

当該団体の収入の主たるものは、県及び市町村からの受託事業であり、その他の受託事業は毎年1,000万円を下る金額である。しかも当該団体の受託事業費が下落傾向にあり、当該団体の経営は、県の補助金や職員の派遣元に大きく依存していると言わざるを得ない。しかし、補助金は当該団体が設立されて以降、毎年減額されていて、県の厳しい財政状況からすると、また、翌年度繰越金を前記のように正常化させると、経営はさらに悪化せざるを得ない。

当該団体の経営状況を好転させるとするならば、徹底した経費の抑制を図るべきであろうと思われる。

(3) 賃借料

当該団体は、設立以来、徳島プリンスホテル別館を賃借している。平成15年度に県が補助した年間賃借料23,174,000円は、平成15年度の決算書上、賃借料及び光熱水料費として計上された28,165,576円の約8割強に相当する。なお、その28,165,576円は事務所(プリンスホテル別館376㎡月額96万6,000円)と15台分の駐車料(月額合計236,250円)及び光熱水料費等の固定経費を合算したものである。

補助金交付申請書中で「賃借料」として計上されている経費は、決算書中の「光熱水料費」を含んだものである。

平成15年度の光熱水料費は13,685,740円であり、これはさらに「定額管理料」年額8,935,116円と、「時間外費用」年額4,750,624円に分類できる。「定額管理料」とは毎月固定額を支払うもので、賃貸借契約により月額744,593円と決められている。これ以外に土、日、祝日及び営業日の午後6時以降の使用については1時間当たりの空調、電気、水道費として2,632円プラス消費税が加算され、これが「時間外費用」である。

決算書中の「賃借料」14,479,836円のうち、貸室料は11,592,000円(376㎡で月額966,000円)であり、駐車場料は2,835,000円(15台分で月額236,250円)である。他にもレンタカー借上げ代や貸金庫代、植木料が含まれるが、いずれも数千円から数万円の微々たるものであり、ほぼ全額が事務所及び駐車場関係の経費である。

(単位：円)

科目	内容	決算額
光熱水料費		13,685,740
	定額管理料	8,935,116
	時間外費用	4,750,624
賃借料		14,479,836
	事務所賃借料	11,592,000
	駐車場料	2,835,000
	レンタカー借上げ	6,216
	貸金庫代	6,300
	貸植木料	40,320
合計		28,165,576

当該団体の説明によれば、前記賃料額は月額坪単価約8,000円程度であり、市内中心部に存在する同等程度のビルの賃料と比較してもむしろ安価だとのことであった。しかし、実質的な賃料とは、単に契約書上「賃料」と表示されているものだけではなく、共益費等の固定経費も当然含めて考えるべきところ、本物件に関し「定額管理料」「時間外費用」として徴求される光熱水料費は、実際の光熱水料費をはるかに超過する金額であると思料され、その相当部分が実質賃料と解釈でき、前記賃料比較の結論は変わり得る余地が十分ある。

したがって、何故このような高額な場所を借りているのか、疑問の余地なしとしない。

当該団体の経営は実質的には赤字体質であり、県費依存体質からの脱却を図り、経営健全化を検討するならば、県の遊休施設へ移転するののも一つの方策であろうと思われる。

ところで、平成15年度では、当該団体が補助金交付申請をした時点での賃借料の予算額は32,733,000円で、決算額28,165,576円は、予算額より4,567,424円減少している。

前記のとおり、補助金交付申請書中の収支計算書記載の「賃借料」には光熱水料費も含まれるが、光熱水料費の基本は定額制であり、変動が予想される費目としては「時間外費用」しかない。しかし、同年度の決算書によれば、「光熱水料費」の予算額と決算額との差異は557,260円の減少にとどまっているのに対し、「光熱水料費」を含まない本来契約の意味での「賃借料」の予算額と決算額の差異が4,010,164円という額に達している。契約書により固定された金額でほぼ正確な年間支出額が積算されるべきこの費目につき、予算決算においてかかる多額の差額が生じるの原因が不明である。

この部分につき、年間予算と決算の差額を過去5年間で見ると以下の表記載のとおりとなり、平成11年度にはほとんど誤差計上がなかったのに、翌12年度から大幅な誤差が発生し始めていること並びに平成13年度以降は前年度実績に約150万円から約300万円の上積みをした予算組みが行われていることがわか

る。かかる予算組みの妥当性には疑問がある。

(単位：円)

年度	賃借料 (光熱水料費除く) 予算額	同決算額	差額
平成11年度	23,000,000	22,625,566	374,434
平成12年度	20,153,000	17,621,160	2,531,840
平成13年度	19,078,000	16,388,946	2,689,054
平成14年度	19,078,000	15,186,551	3,891,449
平成15年度	18,490,000	14,479,836	4,010,164

また、委託契約の中で積算されている間接経費は、賃借料の約8割に補助が出るのなら不要なのではないかとの疑問がある。間接経費とは、通常、賃料や光熱水料費等の経費を考慮して算出するものだが、当該団体が県と委託契約を締結する際、特段これを安く押さえているという事実は窺えない。しかし、一方では補助金で県費を支出し、他方では委託料の中で間接経費として県費を支出し、結果として賃借料の相当部分につき二重の県費を支出しているのではないかとの疑問がある。

(4) 再委託

当該団体の再委託には、2つの問題点がある。1つは、随意契約で再委託されているという点と、もう1つは、再委託による成果品と委託による成果品の区別がつかないという点である。

例として、平成15年度の再委託契約の中でもっとも委託金額が大きい東京の大手民間シンクタンクに対する「徳島県総合交通体系調査」の再委託を見る。この再委託の元になった県と当該団体との委託契約は、「徳島県総合交通体系調査」の業務委託で、委託金は9,989,700円であった。これに対して再委託契約の委託金は、8,936,550円であった。

委託契約、再委託契約のいずれもが随意契約でなされており、再委託契約が随意契約になった理由については、所管課及び当該団体から、委託業務内容が細部まで固定されたものではなく柔軟性のある内容であること、したがって、特に再委託契約に関し競争入札を実施するための厳格な発注仕様書を作成することが困難であること、時間的制限もあり競争入札にとられる時間を考えると実施の余地が乏しいこと等により、再委託契約が随意契約であっても問題はない等の説明がなされた。

しかし、再委託業務の内容が包括的で入札に適さないという点は、再委託契約の委託金の精査検討ができていないのではないかとの疑問を生ぜしめる原因となりえても、再委託契約を随意契約で行う理由としては十分ではない。後日ある程度協議して定めるべき部分があったとしても、少なくとも契約金額を定めることができる程度に契約内容が特定されている以上は、競争入札が不可能なはずがない。次に発注仕様書作成の手間や時間的制約という理由についても説得力が乏しいが、仮にこの理由が妥当なものとしたところで、せめて競合他社からの相見積り程度は徴求し得たはずであるのに、そのような作業もなされていない。当該団体には、徳島県に準じた再委託契約の締結方法に関する規定があり、「徳島県契約事務規則(昭和3

9年徳島県規則第39号)の規定の例によるものとする。但し、これによることが不適当と認められるときは、随意契約によることができる。」と定められている。

しかし、前記のとおり、本件再委託契約は競争入札によることが不適当なケースとはいえず、その基準が遵守できているとは評価し得ない。

次に、当該団体と東京の大手民間シンクタンクとの再委託契約書に添付されている仕様書と、元の徳島県と当該団体との委託契約書に添付されている仕様書は全く同じ内容であった。したがって、両者を比較しただけでは、両契約の内容の区別がつけがたく、そこから、いわゆる「丸投げ」の再委託契約ではないかとの疑義が生じた。そこで、再委託先の東京の大手民間シンクタンクが当該団体に作成提出した成果品と、当該団体が県に提出した成果品の比較により、再委託契約と委託契約の差異を確認しようとしたが、成果品はあわせて一つしかなく、検証不能であった。つまり、東京の大手民間シンクタンクの成果品たる文書は当該団体名義で作成されており、これがイコール当該団体の成果品として県に提出されていた。そうすると、委託金と再委託金の差額である約100万円を、当該団体が差益として取得することに正当性があるのかという疑問が生じた。この点につき所管課及び当該団体からヒアリングしたところ、本件に関する当該団体と東京の大手民間シンクタンクの関係はコラボレーション的なものであり、徳島において7回ほどの打ち合わせをしているほか、メールのやりとり等もあり、また、当該団体が全体の構成等の指示をするとともに資料提供により作成させた頁もあり、精査し、所要の修正を行ったものであり、「丸投げ」には当たらないとの説明がなされた。

しかし、果たして、当該団体の資料提供等が県から直接にできる程度のもではなかったのか、打ち合わせや指示等の作業が100万円に相当するといえるのかについては、それを裏付けるだけの資料が得られなかった。また、そもそも県がこの委託契約を随意契約の方法により当該団体に委託したのは、当該団体が地元に着したシンクタンクであるという特性を有しているからであるのに、契約金額の約9割が東京の大手民間シンクタンクへの再委託金として費消されている実態に照らすと、元の委託契約につき、随意契約の方式を採ったこと並びに価格決定の精査に関する妥当性に疑問が生じた。

当該団体においては、他の再委託契約に関しても、再委託先が当該団体名義で成果品たる文書を作成し、それを当該団体が県に提出している例が見受けられたが、前記のような疑問を払拭するためには、今後は成果品の作成名義は峻別すべきであるし、どの点につき当該団体が出した成果かを可能な限り記録として残すべきである。また、随意契約で再委託する場合には少なくとも文書で相見積り程度は取って競合させるべきである。

(5) 研究員の配置

当該団体には、プロパーの研究員はいない。客員を除き、全て地方公共団体又は、民間企業からの派遣又は出向である。派遣又は出向職員の人件費はそれぞれ派遣又は出向元から超過勤務手当を除く給与が支出されており、経費削減の面で大きなメリットがある。派遣又は出向元に帰った職員が当該団体でスキルアップした能力を

その後の仕事に生かせるという面でもこのシステムは有用である。

しかし反面、全ての研究員が2～3年周期で入れ替わることにより、研究所全体の継続的スキルアップという面では不安が残る。この点については、当該団体において情報をデータベース化して引き継いでおり、また、研究員の入れ替わりは全員同時ではなく時期がずれるので組織運営に必要なノウハウの伝達ができているとの説明がなされた。けれども、データベース化が全ての情報につきもれなく行われることは期待し難いし、数年後には前の事情を直接体験した研究員が1人もいなくなるというのでは、真に地域に密着したシンクタンクとなるのは困難ではなからうか。

(6) 今後の団体のあり方

平成16年2月公表された県の「外郭団体の見直し状況」によると、当該団体に対する（見直しの方向性）については、「積極的な運営改善」、（見直しへの取組状況）については、[平成15年度の取り組み]として、「県からの支援として、政策研究組織設置運営補助金については、効率的な経営を図ることにより、毎年度、削減を図っている」、[平成16年度以降の予定]として、「地方分権型社会に向けて『国と地方』改革が進む中、地域に根ざしたシンクタンクとしてのあり方について、県と当研究所職員によるワーキンググループを設置し、検討を行う」とされている。

また、平成17年2月には、[検討項目]として「管理運営経費の削減、自主事業の充実」、[平成17年度以降の予定]として、「問題解決プランの策定・実施、公益法人制度改革への対応」とされている。

当該団体の存在意義は認められるが、その財源の多くが県の補助金と県や市町村等からの受託に依存している。「積極的な運営改善」を図るならば、補助金の大幅な削減、経費の抑制、民間からの受託事業の拡大を図ることが急務であろう。

当該団体からは、公益法人としての目的や寄附行為で県民生活の向上に寄与することが定められている関係上、これまでは純然たる民間からの委託は設立趣旨等から積極的に受けてこなかったとの説明がなされた。しかし、例え営利企業からの依頼であっても、それが公序良俗に違反するようなものでもない限り、少なくとも間接的には「県民生活の向上に寄与する」と言うことができ、その依頼を受けることは設立目的と矛盾しない。寄附行為には民間企業からの受託を禁じた規定はない。当該団体が真に地域シンクタンクとして地元の情報等に関するアドバンテージを有し、大手民間シンクタンクとは異なる地域密着型の調査研究を適正料金で行えるのであれば、地元企業からも必ず獲得できるはずである。

補助金や県市町村からの委託金といういずれも税金を財源とする収入に関しては、今後ますます厳しい視線が注がれることは明らかであり、当該団体が存続するためには、むしろ民間需要の開拓が不可欠である。

【財団法人徳島県青少年協会】

1 概要

(基本財産等)

徳島県が基本財産100万円を全額出捐した財団法人である。

(組織等)

当該団体の寄附行為によると、理事6人、監事2人の役員を置き、理事のうち理事長は、県副知事をもって充てると定められている。

職員の派遣は、県から管理部長として1人派遣されているほかに、(財)徳島県スポーツ振興財団から2人派遣されている。スポーツ振興財団から派遣された職員の給与は、同財団が負担している。

なお、当該団体の正規職員は、平成2年を最後に採用されておらず、これは当該団体の財政状況を考えてのことということであった。

当該団体の所長及び次長は、県職員のOBである。

(設立目的等)

設立目的は、徳島県青少年センターの管理運営を行い、もって心身ともに健全な青少年の育成を図ること(当該団体寄附行為第3条)であり、この目的を達成するために、徳島県の委託を受けて行う青少年センターの管理運営、その他当該団体の目的を達成するために必要な事業を行う(寄附行為第4条)ものとされている。つまり昭和49年1月に建設された青少年センターを管理運営するために設立された法人である。

2 事業内容等

当該団体が行っている事業の主なものは、青少年センターの管理運営であり、県からの青少年センター管理運営委託料が収入の大部分を占めている。県は、同センターの運営方法として、指定管理者制度を導入する方向性を示しており、今後、当該団体以外の団体が同センターの指定管理者に指定されると、当該団体の存続は極めて困難になる。

当該団体の最近5年間の収支状況は以下のとおりである。

(単位：円)

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
【収入の部】					
基本財産運用収入	2,500	1,506	1,501	500	300
基本財産利息収入	2,500	1,506	1,501	500	300
受託収入	249,431,000	278,089,000	279,270,000	291,880,000	304,387,000
青少年センター運営管理	241,266,000	269,710,000	270,891,000	281,901,000	294,488,000
青少年センター事業	8,165,000	8,379,000	8,379,000	8,379,000	8,299,000
特別委託事業				1,600,000	1,600,000
雑収入	42,671	427,260	1,179,431	1,127,554	1,057,560
雑収入	42,671	427,260	1,179,431	1,127,554	1,057,560
当期収入合計	249,476,171	278,517,766	280,450,932	293,008,054	305,444,860

前期繰越収支差額	0	0	0	421,022	316,766
収入合計	249,476,171	278,517,766	280,450,932	293,429,076	305,761,626
【支出の部】					
管理費	241,311,171	270,138,766	271,650,910	283,133,310	295,640,758
青少年センター運営管理	241,311,171	270,138,766	271,650,910	283,133,310	295,640,758
事業費	8,165,000	8,379,000	8,379,000	9,979,000	9,899,000
青少年センター事業	8,165,000	8,379,000	8,379,000	8,379,000	8,299,000
特別委託事業				1,600,000	1,600,000
当期支出合計	249,476,171	278,517,766	280,029,910	293,112,310	305,539,758
当期収支差額	0	0	421,022	-104,256	-94,898
次期繰越収支差額	0	0	421,022	316,766	221,868

受託収入は年々増加しているが、これは後記するように当該団体の人件費が増加したことに対応するものである。

また、雑収入が、平成11年度にはわずか42,671円であったのが、現在では100万円以上の金額になっている。これも後記する自販機手数料収入に関する増加である。

3 意見

(1) 自販機手数料収入

当該団体は、県から青少年センターの一部について、自販機3台分の設置場所に関する行政財産の使用許可を取っている。使用料は、年間19,021円である。その場所を当該団体が民間会社に又貸しして、そこで自販機を設置して、当該団体は民間会社から年間100万円余りの収入を自主財源とし、これを職員の健康診断等の福利厚生に充当している。自販機を保有している民間会社2社と青少年協会との間には、缶製品1本当たりのバックマージン24円又は売上高の15%の販売手数料を支払う契約が結ばれていて、これが前記年間100万円余りの収入の根拠契約となっている。

しかし、当該団体は、青少年センターの管理運営を委託されているのであり、使用許可を取っているとしても、その収入は本来県の収入にすべきものではないかとの疑問がある。なお、青少年センター内には他にも3台の自販機が設置されているが、それについては自販機を保有する民間業者に対し県が直接使用許可を出している。

(2) 再委託

当該団体が再委託している契約のうち、金額で上位10位の再委託契約について資料提出を求めたところ、その契約はすべて随意契約であった。そして随意契約によった理由を所管課に問い合わせたところ十分な説明はなされず、いわば先例を踏襲したことが原因と思われる。しかし、再委託されている業務は、青少年センターの総合管理業務、エレベーターの保守業務、警備業務等、競業他社が存在しないよ

うな業務ではないにもかかわらず、大半が受託者が固定され、金額的にもほとんど変化がないまま推移していた。再委託金額が低額になれば当然に県が支出する委託金額も低額化が図られるのであり、早期の対処が急務である。所管課は平成17年度からは競争入札を実施するよう指導中とのことであったが、毎年多額の赤字収支を計上している施設管理に関する指導としては遅きに失すると言わねばならない。

(3) 人件費の抑制

当該団体の過去5年間における人件費の推移は、以下のとおりである。

(単位：円)

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
報酬	4,145,800	4,174,000	4,155,200	4,164,600	4,174,000
給料	75,504,900	76,904,700	78,097,608	84,271,200	80,584,200
職員手当	46,979,628	46,440,127	46,091,736	48,301,981	68,993,154
共済費	13,497,321	14,216,183	14,931,450	15,996,174	16,727,232
福利費	116,470	210,910	451,564	739,708	703,050
賃金	5,095,396	22,812,289	24,366,929	23,861,776	21,934,264
計	145,339,515	164,758,209	168,094,487	177,335,439	193,115,900

当該団体の人件費は職員の高齢化に伴い高騰しており、今後も人件費が当該団体の経営を圧迫することは想像に難くない。今後の当該団体のあり方との関係でも早急な対処が必要である。

なお、この関係で当該団体は、職員の退職金引当金を計上していない。恐らく県がすべて支出してきた経緯から、計上しなかったものと思われるが、後記する指定管理者制度の導入による当該団体の存続問題を考慮すると、退職金の財源確保は大きな問題である。

4 今後の当該団体のあり方

平成16年2月に公表された県の「外郭団体の見直し状況」によると、(見直しの方向性)においては、「経営方針再構築」とされ、(見直しへの取組状況)においては、[平成15年度の取り組み]として、「利用者のニーズ調査＝今後の職員体制の推移や他施設の状況把握、検討項目＝民間事業者等との実施事業の競合について、当該団体の歳入の大部分が県からの委託料である」が明記され、[平成16年度以降の予定]として、「耐震診断に伴う施設のあり方の検討、組織体制の見直し検討、講座内容の見直し、青少年団体等ボランティアの積極的な活用、指定管理者制度の導入に向けての検討、団体運営経費の削減策の検討・実施」が考えられている。平成17年2月には、[平成17年度以降の予定]として、「指定管理者制度の導入に向けての検討・実施、青少年センターの今後の方向性に沿った団体のあり方の決定」などが掲げられている。ここで言及すべきは、指定管理者制度である。当該団体は、青少年センターの管理運営に係る委託料をほとんど唯一の収入源としており、仮に当該団体が指定管理者に指定されなければ、当該団体は存続の危機に直面すること

になる。しかし、当該団体が指定管理者になろうとしても、現状のままであれば、民間の競争相手が出現すると現在の委託金では到底勝ち残れないものと思われる。特に前記した退職金を上乘せした委託金では、競争に勝ち残ることは不可能であろう。

また、当該団体については、その業務の対象となる施設すなわち青少年センターを、今後県が維持すべきか否かという根本的な問題も存在する。青少年センターを取り巻く県内情勢は、それが設立された約30年前とは大きく変化し、屋内プール一つをとっても、市町村や民間が主体となった競合施設が数多く存在している。当該団体もこれまで利用者の減少に手をこまねいていたわけではなく、毎年講座内容を見直したり、あるいは出前講座を実施したりという工夫を凝らしているが、前記競合施設の出現に加え、少子化の影響で利用者の減少が続いている。また、講座に関しては、民間のカルチャースクール等競合相手が増えている。つまり、青少年センターは、プールとカルチャースクール等の総合的設備を備えた施設としては、いまだ独自性を有するものの、個々の機能についてみれば、他の施設による代替が可能なものばかりとなっている。

県が維持する施設は、営利を目的とするものではないが、市町村や民間での代替施設が存在し、かつ工夫を凝らしても利用者の減少が止まらない施設を、毎年多額の県費を支出しながらも維持すべき必然性は乏しい。したがって、県の取るべき選択肢の中には、青少年センターの廃止というケースも想定し得る状況にあり、その場合は、当該団体は、指定管理者としての競争云々にかかわらず存続理由を失うことになる。

当該団体は、その存続、また、職員の退職及びその支払いという重大な問題を抱えている。指定管理者制度が平成18年度に導入され、前記のような施設そのものの存続の問題もあるが、当該団体は、県の側で対応策を検討すべきだとの基本姿勢を有しており、当該団体のみで対応策を講じることは困難だとの認識を示している。当該団体が県保有施設を管理するためにのみ設立された経緯に照らせば、そのような事情がない他の外郭団体と比較して、県の側から積極的な対応策の検討・提示もあってしかるべきである。早期の検討が不可欠であろう。

【社会福祉法人徳島県社会福祉事業団】

1 概要

(基本財産等)

基本財産は、1億1,000万円が全額県が出捐している。ペイオフ対策としては、1,000万円のみ定期預金し、1億円については平成16年6月に国債を購入している。

当該団体は、昭和47年3月設立された社会福祉法人であり、昭和46年当時の厚生省の「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」という通達によって設立されている。同通達には、「地方公共団体が設置した施設の委託先は、社会福祉事業団を原則とする・・・」と明記され、これにより県が設立した法人である。その背景には、昭和30年代以降社会福祉施設が不足し、一時は公設民営方式が計画されたが思うように進まなかったことから、事業団を設立して管理運営させようとしたことから前記通達が出されたものである。

(目的等)

当該団体の定款によると、第1条で「この社会福祉法人は、県と一体となって、徳島県社会福祉事業の推進を図り、広く県民福祉の向上と増進に寄与することを目的として第一種社会福祉事業・第二種社会福祉事業を行う」、第3条で「この法人は、社会福祉事業の担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする」と定めている。

(組織等)

県から当該団体に派遣されている職員は1名で、その職員は副理事長兼事務局長兼徳島県立総合福祉センター所長に就任している。県が当該団体と契約した「職員の派遣に関する協定書」によると、派遣職員の給与基準等は県の規定によって算出された金額とし、その支払いは当該団体が行う定めとなっている。

2 事業内容等

(1) 当該団体が現在管理運営している社会福祉事業は以下の表のとおりである。

事業区分	事業名	法的根拠
第一種 社会福祉事業	軽費老人ホーム 徳島県立軽費老人ホーム千秋園の受託経営	老人福祉法第20条の6
	身体障害者更生施設徳島県立盲人福祉センター — 視覚障害者更生施設の受託経営	身体障害者福祉法第29条
	知的障害者更生施設 あけぼの更生センターの受託経営	知的障害者福祉法第21条の6
	知的障害者更生施設おおぎ学園の受託経営	知的障害者福祉法第21条の6
	知的障害者授産施設 あけぼの授産センターの受託経営	知的障害者福祉法第21条の7

	盲ろうあ児施設ライトホームの受託経営	児童福祉法第43条の2
第二種 社会福祉事業	視聴覚障害者情報提供施設	身体障害者福祉法第34条
	徳島県立盲人福祉センター点字図書館の受託経営	
	徳島県立盲人福祉センター盲人ホームの受託経営	社会福祉法第2条第3項
	知的障害者地域生活援助事業(あけぼのホーム,第2あけぼのホーム,第3あけぼのホーム)	知的障害者福祉法第4条第5項
	知的障害者短期入所事業(あけぼの更生センター,おおぎ学園,あけぼの授産センター)	知的障害者福祉法第4条第9項
	児童短期入所事業(ライトホーム)	児童福祉法第6条の2第9項
	知的障害者相談支援事業(ライトホーム)	知的障害者福祉法第4条の11
障害児相談支援事業(ライトホーム)	児童福祉法第6条の2第10項	
公益事業	徳島県立総合福祉センターの受託経営	社会福祉法第26条

(2) 当該団体の収支状況

当該団体の最近5年間の収支の概要は以下のとおりである。

(単位：円)

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
補助金収入	30,485,000	30,131,000	31,250,973	32,374,720	30,562,000
委託金・経理区分間 繰入金収入	910,697,507	923,975,532	893,667,819	901,232,099	902,345,178
その他収入	31,617,061	39,941,120	32,936,728	42,320,201	15,972,212
収入計	972,799,568	994,047,652	957,855,520	975,927,020	948,879,390
支出計	977,889,066	998,506,051	961,270,800	976,050,417	953,739,614
収支差額	-5,089,498	-4,458,399	-3,415,280	-123,397	-4,860,224
前期末支払資金残高	17,946,798	12,857,300	8,398,901	4,983,621	4,860,224
当期末支払資金残高	12,857,300	8,398,901	4,983,621	4,860,224	0

なお、前記表のうち補助金収入と委託金・経理区分間繰入金収入の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
【補助金】					
法人本部	30,485,000	30,131,000	30,458,000	32,185,000	30,562,000
徳島県立盲人福祉センター					
視覚障害者更生施設会計	0	0	302,325	0	0
計	0	0	302,325	0	0
おおぎ学園	0	0	490,648	189,720	0
補助金計	30,485,000	30,131,000	31,250,973	32,374,720	30,562,000

委託金 経理区分間 繰入金収入】					
徳島県軽費老人ホーム千秋園	106,780,000	113,917,000	105,589,781	108,088,103	110,475,212
徳島県立盲人福祉センター					
視覚障害者更生施設会計	46,232,500	42,740,750	43,040,750	47,621,903	44,679,030
点字図書館会計	25,058,000	26,751,000	26,372,000	25,219,000	49,032,760
盲人ホーム会計	3,858,000	3,938,000	3,905,000	3,819,100	3,786,940
委託事業会計	15,968,550	20,212,150	16,987,116	24,815,381	0
計	91,117,050	93,641,900	90,304,866	101,475,384	97,498,730
あけぼの更生センター	206,963,654	206,135,960	204,703,670	208,435,470	220,670,587
おおぎ学園	236,778,118	243,251,005	244,491,385	239,031,595	239,984,105
ライトホーム	149,355,748	142,635,670	130,016,440	127,567,130	117,128,294
徳島県立総合福祉センター会計	58,799,000	62,683,000	58,320,000	57,474,000	58,277,270
あけぼの授産センター	60,903,937	61,710,997	60,241,677	59,160,417	58,310,980
委託金 経理区分間繰入金収入計	910,697,507	923,975,532	893,667,819	901,232,099	902,345,178

(3) 補助金

県の「社会福祉法人に対する補助金交付要綱」の第2条には、当該団体が行う「徳島県社会福祉事業団運営強化事業」を補助事業とし、補助率は10/10以内と定められている。最近5年間の補助金額の推移は、前記表のとおりである。

県から支出された補助金は、派遣職員1名の役員報酬と職員2名の給与その他である。

3 意見

(1) 施設運営等の見直し

平成16年2月に公表された県の「外郭団体の見直し状況」によると、当該団体に対しては、(見直しの方向性)として「県の関与の縮小」と明記され、[平成15年度の取り組み]として、「受託県立施設について事業団による直営方式について検討した」、[検討項目]として、「受託施設の老朽化への対応について」とされ、[平成16年度以降の予定]として、「 国立民営方式移行へのスケジュール・方式について、 建て替え手法について、 役員組織見直し」とされている。平成17年2月には、[平成17年度以降の予定]として、「 老朽化施設への対応、 組織体制の見直し及びこの2点を盛り込んだ問題解決プランの策定・実施」とされている。

当該団体が県から受託して行っている社会福祉事業の中には、民間施設が県内に存在するものも少なからずある。

具体的には、軽費老人ホーム千秋園、あけぼの更生センター、おおぎ学園、あけぼの授産センターなどは民間が同種の施設を経営している。例えば軽費老人ホーム

千秋園については、まったく同型のA型軽費老人ホーム（食事提供を前提として、60歳以上の在宅生活困難者に対し、無料又は定額で日常生活に必要な便宜を提供する施設）としては民間に2施設あるだけだが、ほぼ同等の機能を有するケアハウスは県内に35施設ほど存在する。厚生労働省老健局長の私的研究機関である「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの将来像に関する研究会」が平成16年10月に取りまとめた報告書では、軽費老人ホームをケアハウスへ一本化し、介護ニーズには介護保険適用による介護サービスで対応することを徹底するとされている。おおぎ学園、あけぼの更生センターについても類似の民間施設が県内に15施設存在する。あけぼの授産センターのような知的障害者の通所授産作業施設も県内に民間のものが9施設ある。どの施設についても利用者個人の側から支払う利用料については差がない。施設側から見れば、知的障害者施設については、国から出る支援費の支給率が民営の場合100%であるのに対し、県保有施設だと96.5%支給となる。なお、ライトホームは盲児養護施設であり、全国的にもまれな施設であるが、需要は減ってきている。前記、(見直しの方向性)として、「県の関与の縮小」がテーマとなっていて、一方で施設の老朽化・建て替えも論議されている。

県立施設を取り巻く状況の変化や県民ニーズを踏まえ、施設の統廃合や機能の見直し、民営化を進めるべきであり、存続すべき施設については、利用者のニーズに対応した柔軟で弾力的な運営やコスト意識を持った施設経営を行っていく必要がある。

(2) 補助金

補助金として職員の給与が支出されていることは前記の通りであるが、一方、その職員が総合福祉センターの事務の一部を執行している。また、総合福祉センターの職員の給与は県から委託金として、当該団体へ支払われている。

県からの受託料で給与を出す3名の職員（うち1名は臨時補佐員）は総務係で、団体補助金で給与を出す2名の職員は企画指導係と一応所属係は分けられているものの、同じ部屋で勤務しており、業務が必ずしも峻別できていないわけではない。

現に事務分掌図でも企画指導係職員の事務として「総合福祉センターの事務補助に関すること」があり、逆に総務係の事務で「事業団の理事会及び評議員会に関すること」等少なくとも3つの事務が全体のための職務として記載されている。

同じ建物内で事務を行っており、事務を明確に峻別することは困難であるが、精算の段階で区分して県に報告すべきであろう。

また、「県の関与の縮小」を議論する以上、補助金額の縮小も当然議論されなければならない。

4 徳島県立障害関連施設のあり方検討会

県が保有する障害者福祉施設は当該団体に委託しているものだけでなく、次に掲げる表に記載したとおり、直営しているものもあれば他団体に運営を委託しているものもあり、現在県ではこれら施設につき総合的に今後のあり方を検討している。

県知事から要請を受けた「徳島県立障害関連施設のあり方検討会」は、平成17年

1月，県知事宛に報告書を提出した。その結果は以下の表のとおりである。

運営区分	施設の名称	施設の種類	運営主体	検討会の提言
直 営	あさひ学園	知的障害児施設	徳 島 県	存続
	身体障害者福祉センター	身体障害者更生施設	〃	廃止
委託施設	ライトホーム	盲児施設	社会福祉法人 徳島県社会福 祉事業団	引き続き検討
	盲人福祉センター	視覚障害者更生施設	〃	廃止
		点字図書館	〃	移転存続
		盲人ホーム	〃	廃止
	あけぼの更生センター	知的障害者更生施設	〃	移譲による 民営化
	おおぎ学園	同上	〃	〃
	あけぼの授産センター	知的障害者通所授産施設	〃	〃
	ひのみね学園	肢体不自由児施設	日本赤十字社 徳島県支部	〃
	ひのみね療育園	重症心身障害児施設	〃	〃
ひのみね療護園	身体障害者療護施設	〃	〃	

【財団法人徳島県国民年金福祉協会】

1 概要

（設立等）

社会保険庁が平成元年に、徳島県美馬郡穴吹町に、国民年金保養センター「グリーンヒルあなぶき」を建設し、その管理を行うことを主たる目的として、平成元年3月9日設立された。基本財産1,100万円のうち県が500万円を出捐している。残りの500万円を穴吹町、100万円をその他の町村が出捐した。なお、穴吹町は設立当初から1,800万円の長期貸し付けもしている。

（目的等）

当該団体寄附行為第3条によると、「国民年金制度の趣旨の徹底並びに国民年金の被保険者及び年金受給権者の福祉の増進に寄与することを目的とする」と定められている。

（組織等）

以前は徳島県保健福祉部長が理事長を兼務していたが、平成12年の地方分権一括法の成立により、当該団体に対する指導権限が国に移管され、現在の理事長は徳島県厚生年金受給者協会会長が就任している。県からの派遣職員はいない。

2 事業内容等

寄附行為第4条によると

国民年金制度に関する広報及び宣伝

国民年金制度に関する研修会、講習会、教養講座等の開催

国民年金の被保険者及び年金受給権者等に対する年金相談

国民年金健康保養センターの受託経営

その他本協会の目的を達するために必要な事業

と定められているが、実際の事業は だけである。

会計は、一般会計と特別会計に分けられている。一般会計の財源は、基本財産の運用益などで、その用途は、理事会の開催である。特別会計の財源は、国民年金健康保養センター（グリーンヒルあなぶき）の管理委託収入であるが、その委託料はセンターの収入ですべて支払われていて、独立採算制を採っている。

[一般会計の推移]

（単位：円）

年 度	収入額合計	支出額合計
平成 11年度	674,014	503,380
平成 12年度	683,933	522,373
平成 13年度	173,668	103,915
平成 14年度	538,223	506,430
平成 15年度	263,992	125,437

以上のように一般会計の金額は微少なものである。

[特別会計の推移]

(単位 : 円)

年 度	当期収入合計	うち営業収入	当期支出合計	長期借入金残高
平成 11年度	150,826,864	150,466,541	160,346,254	18,000,000
平成 12年度	131,261,034	130,420,339	143,859,974	28,000,000
平成 13年度	140,244,738	138,984,875	153,291,491	31,000,000
平成 14年度	138,374,463	137,948,312	138,026,269	43,000,000
平成 15年度	135,867,700	135,186,117	135,596,735	41,000,000

(国民年金健康保養センターの概要)

グリーンヒルあなぶき

平成 2 年 3 月 1 5 日営業開始 (全国で 4 8 番目)

土地 4 5 , 7 9 0 m² , 建物 3 , 0 2 7 m²

テニスコート 4 面 , ゲートボール 2 面 , 等

営業収入が減少し、一方で借入れが増大傾向にある。なお、この借入れは、地元穴吹町と(社)全国国民年金福祉協会連合会からのものである。営業収入の減少原因としては、近隣に類似施設が建設された影響が大きいと考えられる。

3 意見

平成 1 2 年度以降、主務官庁が県から国(社会保険庁)へ移管されて、業務委託者も社会保険庁のみである。

評議員は寄附行為では 6 人以上 1 0 人以内を置くとなっているが現在 5 人しかいない。その理由は、推薦母体役職員が空席のためであるが、寄附行為に反している。

一般会計は受託事業以外の事業の会計であるが、現実には理事会(予算決算のためにグリーンヒルあなぶきで年 2 回)を開くこと以外には、ほとんど機能していない。平成 1 5 年度の年間支出は 1 2 5 , 4 3 7 円で収入 2 6 3 , 9 9 2 円との差額は平成 1 6 年度への繰越金であるが、貸借対照表上は基本財産 1 , 1 0 0 万円の記載のみがなされており、繰越金については簿外になっている。

特別会計には 5 , 4 0 0 万円の累積赤字が存在し、競合施設(ブルーヴィラあなぶき)のオープン(平成 1 0 年 4 月)の影響で営業収入の減少傾向が続いている現状や独立採算制を採り、修繕費も含めて維持管理は当該団体の負担とされていることも勘案すると、今後これを解消するには相当の困難が伴うものと思われる。

既に県には、当該団体に対する指導監督権限もなく、今後の県の関与は限りなく少なくすべきである。また、今後の推移であるが、施設の効用性が問題となり、全国的に 5 年後を目途に廃止される見込みである。平成 1 5 年に寄附行為が変更され、県の関与を縮小しているが、営業収入も減少し、また、借入れが増大傾向にある中で、県が当該団体に今後関与することは決して好ましい事態にはならない。

【財団法人徳島県腎臓バンク】

1 概要

(設立等)

当時の厚生省が「1県1バンク」構想を唱え、これを受けて県が、昭和62年11月16日設立した団体である。基本財産は4,700万円であるが、うち1,500万円を県が出捐している。その他の出捐者は、徳島県医師会その他である。

現在、47都道府県におけるバンクの設置状況を見ると、団体名称に腎臓バンクのみと表記したものが22団体、腎臓・アイバンクの名称が9団体、臓器バンク等((社)日本臓器移植ネットワークを含む)が16団体で、何らかの名称で1県1バンクが実現されている。

これら団体の事務局の設置場所としては、県の本庁舎が18団体、県の出先機関が4団体、病院が7団体、大学医学部が4団体、その他(独立した事務所、総合医療会館、保健衛生協会内などの建物の内部等)が14団体であった。

(目的等)

腎不全に関する調査研究及び腎臓移植のための諸条件の整備並びにそれらに対する援助を行うとともに、腎不全及び腎臓移植に関する知識の普及及び啓発を行い、徳島県における腎不全患者の機能回復及び予防を図り、もって県民の公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。

(組織等)

理事長1人・副理事長1人・理事5人以上12人以内・評議員10人以上20以内・監事2人以上3人以内と定められている。当該団体の事務局は県庁の医療政策課にあり、当該団体の事務を担当しているのも、同課の職員である。

2 事業内容等

前記の目的を達するための各活動の外に、設立当初は腎臓提供の登録事業があったが、平成9年に臓器移植法が施行されて、腎臓をはじめとする臓器の斡旋については、(社)日本臓器移植ネットワークで一元的に行われることになった。その場合事前に意思表示を行う手段として、臓器提供意思表示カードが作成され、当該団体の登録制度は廃止されて、その事業はなくなった。

現在バンクが行っている事業は、以下の4事業である。

臓器提供意思表示カードの配布

臓器移植に関する制度の普及啓発

臓器移植登録時のHLA検査料の助成

臓器移植コーディネーターの活動支援

もっとも、「臓器の移植に関する法律」では、国及び地方公共団体の責務として、移植医療についての国民への理解を深めるために必要な措置に努めることが課せられていることから、当該団体独自の事業は、のみで、は、県の事業と重複している。

当該団体の最近5年間の収支概要は以下の表のとおりである。

(単位：円)

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
【収入の部】					
基本財産運用収入	134,278	109,259	85,759	35,450	23,938
基本財産利息収入	134,278	109,259	85,759	35,450	23,938
寄付金収入	1,650,000	1,150,000	944,370	1,185,000	768,674
寄付金収入	1,650,000	1,150,000	944,370	1,185,000	768,674
雑収入	3,306	3,142	2,103	793	512
運用財産利息収入	3,306	3,142	2,103	793	512
当期収入合計	1,787,584	1,262,401	1,032,232	1,221,243	793,124
前期繰越収支差額	1,378,520	1,957,402	2,168,622	2,235,649	2,972,390
収入合計	3,166,104	3,219,803	3,200,854	3,456,892	3,765,514
【支出の部】					
普及啓発活動費	178,869	676,471	707,031	196,012	185,493
移植推進費	440,000	280,000	220,000	250,000	150,840
管理費	589,833	94,710	38,174	38,490	238,531
当期支出合計	1,208,702	1,051,181	965,205	484,502	574,864
当期収支差額	578,882	211,220	67,027	736,741	218,260
次期繰越収支差額	1,957,402	2,168,622	2,235,649	2,972,390	3,190,650

3 意見

前記のように当該団体の主たる事業の一つであった登録事業が廃止され、しかも県が行う事業と重複している。すなわち、腎臓移植登録時のHLA検査(ヒト白血球抗原の型の検査)料助成(1人3万円程度)だけが当該団体の独自事業で、他の事業は県の事業と重複する。しかも、平成15年度には、この助成事業の実績は0件であった。だとすれば、果たして当該団体を存続させる必要性があるのか疑問の余地がある。当該団体にはプロパーの職員はおらず、当該団体の事務所は所管課である医療政策課におかれている。当該団体の事務は、同課の職員が担当している。職員3名が当該団体の事業に参加する際に職務専念義務免除の手続等の特別な手続きは取られていない。なお、ヒヤリング後、この職務専念義務免除の手続きが行われるようになったとの報告を受けた。

これらの実態を見ると、医療政策課が実施しているのと同然である。所管課は、院内臓器移植コーディネーターを対象にした年6回の研修や県民への臓器提供意思表示カードの配布イベントの普及啓発効果は大きく、業務の重要性は増しているため組織の解消は考えていないと言うが、当該団体の存立を真剣に検討してもよいのではないか。とりわけ前記のように、当該団体の収入は、基本財産からの利息の運用(平成15年度の運用益は23,938円)によって賄われているのではなく、寄付金(平成15年度で768,674円)によって賄われていて、寄付金は当該団体の運営費に使用されている。いわば収入がなく、本来は運営もできない状態であるが、その不足

を賄うために、寄付金を募っている状態である。

独立した団体であるにもかかわらず事務取扱規程が存在していない点は問題である。なお、バンクの人的構成として事務局を県職員が兼任し、県職員のみで運営しているのは全国で8県（岩手、栃木、埼玉、徳島、香川、愛媛、長崎、宮崎）であった。

【財団法人徳島県観光協会】

1 概要

(設立等)

当該法人は、昭和29年に設立された社団法人徳島県観光協会と昭和42年に設立された財団法人徳島県観光開発公社を、平成4年に合併して設立された団体である。

もともと、社団法人徳島県観光協会は十郎兵衛屋敷の管理等のソフト部門を、財団法人徳島県観光開発公社は観光開発用地の先行取得や観光施設の運営等のハード部門を担当していた。合併時点で現時点より1億円程度多額の負債が存在し、それは、財団法人徳島県観光開発公社の負債であった。

基本財産1,500万円のうち、県が500万円を出捐して、その他を15市町村及び11民間企業が出捐している。

(目的等)

当該団体寄附行為第3条によると、「観光宣伝紹介、観光客の誘致促進、国際観光の振興等を行うとともに、観光基盤の整備、観光事業の健全な発展等を図り、もって地域の活性化と県民福祉の向上に寄与することを目的とする」と定められている。

第4条では、

- (1) 観光事業の調査研究に関する事
- (2) 内外観光客の誘致を促進する観光地の紹介宣伝、情報提供及びイベントの実施等に関する事
- (3) 観光文化の振興等に関する事
- (4) 観光事業者の育成、観光事業従事者の資質の向上及び福利厚生等に関する事
- (5) 県内観光事業関係団体の相互連携及び県外観光機関との連携に関する事
- (6) 観光施設の整備及び管理運営に関する事
- (7) 観光事業用地の取得、造成、管理及び処分に関する事
- (8) 地方公共団体等が所有する観光施設の受託運営に関する事
- (9) 観光振興のため、地方公共団体、地方観光協会、観光事業者等を会員として組織された全国団体の実施する事業に対する拠出
- (10) その他協会の目的を達成するために必要な事業

と定めている。

(組織等)

当該団体は、大別すると、本局と各受託している施設ごとのセクションに分かれている。常勤の職員は臨時を含めて70名で、うち県からは、常勤役員2名、一般職12名の合計14名が派遣されている。

役員は、理事長1名、副理事長3名、専務理事1名、理事17名、監事3名であり、うち有給の役員は5名で、理事長(県職員OB)、副理事長1名(県職員OB)、専務理事(県派遣職員)、理事2名(民間派遣1名、県派遣職員1名)である。

国際観光の観点から、所管は知事ではなく四国運輸局長が担当している。

なお、平成12年度は2名の役員(副理事長と常務)が有給であったが、その後、受託施設の増(あすたむらんど徳島)及び機能強化等により、平成13年度4名、平

成15年度からは常勤役員5名と増加している。

2 事業内容等

当該団体の事業内容は、公益事業、収益事業、受託事業に分かれている。

(1) 公益事業

徳島観光情報ステーション管理運営事業、観光協会機関誌「UZU・UZU」の発行、徳島県観光マップリーフレット作成事業、「観光とくしまOURフレンズ」派遣事業等である。

(2) 収益事業

直営施設運営事業

阿波十郎兵衛屋敷、南阿波サンラインモビレージ、ミュージアムショップ
観光関係用地の取得、造成、管理、処分

(3) 施設等受託事業

徳島県立産業観光交流センター管理運営事業（アスティとくしま）

徳島県立大鳴門橋架橋記念館管理運営事業

徳島県立渦の道管理運営事業

徳島県立あすたむらんど管理運営事業

南阿波サンライン沿線施設管理事業

である。

(4) 直営施設の運営状況

当該団体は、昭和40年代に県の観光開発計画に基づき、観光施設の建設等を行ってきた。過去5年間の状況を見てみると、前記3施設の他に丈六寺の宝物館を運営していたが、ニーズの多様化や経済状況の変化等により厳しい経営を強いられた結果、利用者が減少し、平成15年4月1日に休館している。

また、南阿波サンラインモビレージも同様の理由で、平成16年9月30日限りで休止している。

当該団体が経営していた4施設の過去5年間の収支状況は以下のとおりである。なお、経常収支とは減価償却及び利息負担額を控除する前の収支であり、総合収支とは減価償却及び利息負担額を控除した後の収支である。

阿波十郎兵衛屋敷

(単位：人，円)

年度	利用人数	営業収入	営業支出	経常収支	総合収支
平成11年度	61,084	29,503,844	30,956,751	286,865	-1,452,907
平成12年度	53,136	25,312,268	27,438,304	-387,692	-2,126,036
平成13年度	47,711	27,560,717	30,859,596	-1,735,834	-3,298,879
平成14年度	40,544	17,416,392	22,379,125	-3,345,106	-4,962,733
平成15年度	36,398	16,780,628	21,267,065	-3,139,744	-4,486,437

南阿波サンラインモビレージ

(単位：人，円)

年度	利用人数	営業収入	営業支出	経常収支	総合収支
平成11年度	18,179	9,954,855	14,334,832	-1,468,329	-4,379,977
平成12年度	15,484	8,904,220	11,432,312	-467,811	-2,528,092
平成13年度	14,449	8,264,180	11,788,797	-1,591,603	-3,524,617
平成14年度	13,897	7,586,140	11,711,998	-2,111,138	-4,125,858
平成15年度	12,779	5,966,170	10,099,477	-2,196,806	-4,133,307

丈六寺宝物館

(単位：人，円)

年度	利用人数	営業収入	営業支出	経常収支	総合収支
平成11年度	1,807	444,040	1,974,347	-488,698	-1,530,307
平成12年度	1,121	160,560	1,792,348	-597,798	-1,631,788
平成13年度	1,273	356,290	1,880,522	-516,602	-1,524,232
平成14年度	1,680	486,680	1,951,177	-488,032	-1,464,497
平成15年度	-	-	-	-	-

ミュージアムショップ

(単位：円)

年度	営業収入	営業支出	経常収支	総合収支
平成11年度	-	-	-	-
平成12年度	-	-	-	-
平成13年度	5,197,157	2,139,053	3,058,104	3,058,104
平成14年度	3,609,793	2,247,219	1,362,574	1,362,574
平成15年度	3,110,501	1,785,320	1,325,181	1,325,181

南阿波サンラインモビレージは、同様の施設が民間でも建設され、その必要性が低くなったこと等から休止することになった。

阿波十郎兵衛屋敷は、徳島県の伝統文化である浄瑠璃を展示、また、上演しており、以前は同様の施設が「とくしま体験館」にもあったが、これが閉鎖され、したがって、この施設を廃止することはできない。

収支状況では、ミュージアムショップのみは黒字である。

(5) 収支状況

当該団体は、合併前の財団法人徳島県観光開発公社の莫大な負債を継承しており、その金額は、平成15年度決算においては約6億円となっている。この負債の理由は、南阿波サンライン関係の直営施設の運営に伴う赤字が主な原因である。

当該団体は、観光振興を目的としている団体である。県は観光振興の視点から、当該団体に対して5事業につき補助金を交付している。

3 意見

(1) 阿波十郎兵衛屋敷の経営

前記のように、同施設は単に観光振興のみではなく、文化振興という面からも重要な役割を果たしているため、引き続き継続していく必要がある。

同施設の経営は、平成10年度は架橋効果もあり黒字となっているが、その後は赤字の状態が続いている。公営事業とはいえ、赤字が続く施設を今後も続けることは疑問である。現状の同施設の損益分岐点を前提にすると、黒字転換のためには年間約6万人の入場が必要である。「とくしま体験館」廃止に伴い、浄瑠璃の常設上演場としての施設は同施設以外に存しないことから、入場者数が増加することも期待できるが、飛躍的に入場者数が増加するとも思われない。所管課の説明によると、施設の改修や浄瑠璃上演回数の増加、上演体制の充実などにより、集客力を高める努力をするというが、さらに浄瑠璃上演時間における入場料の値上げなども検討し、収入の増を図っていくべきである。また、支出の多くを占めている、浄瑠璃上演料(約678万円)の減額や、駐車場借上料(約526万円)の減額などを積極的に行い、経営健全化を早急に行うべきである。

(2) 借入金

現在の状態(但し、決算書に基づく)

当該団体は、決算書によると下記の表のとおり、現時点で約2億1,000万円の短期借入金と、約14億6,000万円の長期借入金並びにこれらに対する約2億4,000万円の未払利息を抱えている。

短期借入金は、県から借り入れたもので、営業継続中の事業に関する運転資金としてのもので、徐々にではあるが増加している。平成15年度末時点で存在する212,251,116円のうち、94,098,381円は有利子であり、118,152,735円は当初貸付の時点から無利子である。

長期借入金は、土地取得等に関する借入金で、元々ほとんどが銀行借入であったが、借り換えにより、県からの借入金とされた。現在は全て無利子での借入となっている。

(単位:円)

年度	短期借入金	長期借入金	未払利息
平成11年度	210,634,554	1,466,239,153	234,454,613
平成12年度	211,027,966	1,466,239,153	237,046,803
平成13年度	211,427,686	1,466,239,153	239,226,974
平成14年度	211,835,136	1,466,239,153	241,549,783
平成15年度	212,251,116	1,466,239,153	243,512,000

決算書への未計上利息

前記の未払利息については、県が無利子措置を講じる以前に発生した利子金額で、かつ、土地取得に関する利息分を除いた金額である。土地取得に関しては、貸付契約上では約13億円の未払利息が発生している。これが決算書上に記載さ

れていない。

所管課の説明によると、今までは、県及び当該団体としては土地取得にかかる貸付金の利息について、土地が処分できるまで発生しないと解釈してきたため未払利息として計上していなかったとのことであった。

一方、施設の建設費等に要した借入金にかかる利息については、未払利息として計上しているとの説明であり、両者は契約書の文言が異なるので会計処理が異なるとのことであった。

しかし、土地取得にかかる貸付金の契約書を見ても、利息そのものが土地処分まで発生しないとの解釈はできず、利息の支払時期に関する猶予がなされているにすぎない。

したがって、土地取得に関する貸付金の利息を決算書に計上しなくてよいとの、県及び当該団体の前記解釈は誤りであると思われる。来期以降は、必ず決算書上に当該団体の正確な負債額を開示すべきである。

議会への説明と情報開示

短期借入金は、前記のとおり、有利子のものと無利子のものが存在し、無利子のものは、途中から無利子に切り替えられたわけではなく、当初貸付の段階から無利子とされていた。

無利子借入については、県議会の承認は不要となっているが、予算審議の際に利率を記載した書類に基づき説明を尽くすシステムにはなっておらず、この点についても本来は、無利子とした経過及び理由についての説明がなされるべきだと思料する。

長期借入金は、元々ほとんどが銀行借入であったが、借り換えにより、県からの借入金とされた。そのうち土地取得に関する借入金については、当該土地が売却出来るまで利息の支払いは猶予され、かつ、現段階では全ての長期借入金が無利子とされている。

所管課の説明によると、無利子への切り替え措置をしたことについては、知事の決裁がなされており、議会の承認を要する債権放棄には該当しないため、議会の承認を得ていないとのことである。また、議会承認を要する債権放棄は現在発生している債権について放棄することであり、将来発生すると予定されるものについては債権の放棄には該当せず、議会への説明もしていないとのことであった。

しかし、県が債権を放棄するには、地方自治法第96条により、議会の承認が必要とされている。

これとの均衡からして、県が無利子への切り替え措置をするには、少なくとも、議会への十分な事前説明をするべきである。

さらに、長期借入金についての無利子への切り替え措置に関しては、県は議会承認を経なくて良かったのか否かに付き疑問なしとしない。すなわち、長期借入金についての無利子措置は、一部変更契約で契約期間の延長をし、また、延長期間分の金利を無利子にする方法で行われたものである。変更前の契約期間分については、変更前の利息の定めが適用され、無利子になるのは新規に延長された期

間分だけだという点を重視すれば、現在発生している権利の放棄には該当しないという余地もある。しかしながら、当初期間満了後の期間につき無利子と定める契約をするには、その前提として、期間延長がなされていることが当然の前提となる。だとすれば、理念的には、瞬間的にせよ、無利子措置より期間延長が先行する。また、変更契約という手法を用いる以上、変更部分以外については従前の契約が効力を有していて契約の同一性が認められることになる。であるならば、期間延長がなされただけの時点では、延長された期間につき、当初契約で定めた利息の定めが効力を有している。したがって、それにつき無利子にするという変更契約をすることは、既に発生した権利の放棄に該当するとの解釈も成り立ち得る。この解釈を採った場合には、長期貸付金について一部変更契約による無利子措置をする際には、地方自治法第96条により、議会承認が必要であったという結論になる。

限界事例ではあると思料するが、このように解釈が分かれ得る以上、長期借入金についての無利子措置についても、やはり少なくとも議会への説明は尽くすべきであろう。

現在残っている長期借入金を無利子化する変更契約が最後になされたのは、平成5年度のことであるが、早期の是正を望むところであり、早急に議会への書面及び口頭での詳細な説明をするとともに、県民に対して正確な情報開示をなすべきである。

(3) 用地処分

当該団体が抱えている用地については、売却時まで利息支払いが猶予されている。

しかし、現実には当初の取得目的の観光振興の視点だけでは、これらの土地が売却されることは極めて困難であろう。所管課の説明によると、県未利用地の処理方針に準じて、地元市町村への購入申し入れや、庁内関係各課での購入の可能性の検討、また、それでも処分できない場合には、一般競争入札による売却などの処理方針を検討しているとのことであるが、用地の処分ができなければ元金の返済もままならない状態となる恐れがあるため、早急に用地の処分を積極的に進めるべきである。

(4) 指定管理者制度導入

当該団体は、アスティとくしま・あすたむらんど徳島・渦の道(架橋記念館含む)に関し、県からの受託事業として施設管理を任されているが、県は、前記3施設の運営方法として、指定管理者制度を導入する方向性を示しており、今後、指定管理者制度が施行されると、民間との競合の中で従来どおり施設管理が受託できない場合、当該団体の運営は極めて困難となる可能性が高い。その中で大きな問題となるのは職員の退職金である。当該団体に限らず、県の外郭団体で施設管理を受託している団体は、退職者がでるとその退職金を委託金額に上乗せして契約していて、一部を除いて退職給与引当金をプールしていない。当該団体の職員で退職給与引当金を積み立てているのは本局の職員だけ(直営事業の収入から)であり、指定管理者

制度への対応次第では、施設管理に携わっている職員の退職金原資の手当がここでも困難な問題となる。一方で、退職金を含めた金額では指定管理者になることはおよそ不可能である。この問題をどう処理するのか、早々に県としても対処方法を検討すべきである。

(5) 補助金

当該団体は、5つの事業に関して県から補助金を受領している。

徳島県観光協会運営事業

「団体補助」と称されるもので、公益的な団体の運営費全体に対する補助制度である。平成14年度までは、年500万円であったが、15年度は450万円、16年度は405万円と漸次減額されている。当該団体への補助は、自立化を図る中でさらに減額していくべきである。

団体補助は、他の団体に対しても行われているが、運営費全体に対する補助なので更に細かい支出内訳を事前に定めておく必要はないとされている。例えば、平成16年度の405万円の内訳は、公益事業費に205万円、管理費に200万円とされている。所管課は、事業に対して補助率をかけて積算していく事業補助と、団体の運営のために出す補助との違いがあると言うが、規則上は分けて明記されているわけではない。

「徳島県補助金交付規則」には、以下のように定められている。

第3条で、補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書を提出することが義務づけられている。また、同規則を受けて別に定めている「徳島県商工業関係事業費補助金交付要綱」では、申請書には「事業計画書」の提出が要件とされており、事業計画書には事業種目・実施内容・所要経費・経費負担区分等は記載しなければならないとされている。

また、同規則第5条では、経費配分の変更（但し、知事の定める軽微な変更を除く）、補助事業内容の変更（但し、知事の定める軽微な変更を除く）については、知事の承諾が要件とされている。

同規則第11条では、補助事業が完了したときは、実績報告書の提出が義務づけられている。

これらを総合すると規則の文理解釈上は、補助金の交付は、本来、ある特定の事業に関してなされることを予定していると想定され、団体の数ある事業全体を補助するために当該団体に補助金を交付するための規則としては、検証方法等の部分において不十分であり、現に実務上なされている団体補助の処理は大まかとならざるを得ない。

このような大まかな処理では、事後に適正に補助金が支出されたかも検証しようがない。

阿波十郎兵衛屋敷施設整備事業及び阿波人形浄瑠璃運営事業

(1,000,000円)

施設の小規模修繕の補助であるが、県に提出された実績報告書の収支決算書(什

器備品費)は677,815円と記載されているが、当該団体の決算書の什器備品費は0円となっている。しかし、県からこの点について問題点を指摘していない。正確な帳票の精査が望まれる。

徳島県観光協会振興事業(2,258,000円)

日本観光協会四国支部負担金500,000円と日本観光協会拠出金1,758,000円を補助するものである。このような負担金及び拠出金を出すことにより、如何なるメリットが県に発生しているのか判然とせず、逆に支出しないことにより被るデメリットも具体的に想定しにくい。現に東京都は支出していない。今後、費用対効果を勘案の上、適切な対処が望まれる。

徳島県観光相談コーナー設置事業(9,796,362円)

このような名称が付されていて、実績報告書には、参考資料として、相談員の名称と受信件数が記された報告書が添付されているが、実際にはこの補助金は、添付書類に記載された相談員以外の人件費等に充当されているものである。前例等に基づき、実態と乖離してこのような取扱をしているようだが、必要な人件費については実態に即した予算計上を行い、適正に精査ができるように早急に改善を図るべきである。

観光相談コーナーは実際にあり、この補助金から現実に人件費を受領している者の業務は観光相談がほとんどのことであるが、補助金交付の参考資料たる観光相談コーナーの担当者一覧には同人の氏名は入っていないのだから、許されない流用になるのではないかとこの疑問を払拭し得ない。

県としては、しかるべき措置を講ずるべきである。

徳島観光情報ステーション管理運営事業費(2,000,000円)

南淡路ステーションの観光案内に対する補助である。当該団体の決算書に一部誤りがある。当該団体の決算書によると、事業費の予算額は2,000,000円であるのに対し、決算額は1,937,396円となっており、62,604円決算額が予算額より少なくなっている。一方、補助金については、当初の交付申請書どおりの2,000,000円のままとなっており、減額変更はなされていない。この点を所管課に確認すると、決算書の金額の集計ミスであるとのことであり、実際の事業費としては2,000,000円要したとのことであった。今後は、正確な帳票の精査が望まれる。

(6) 経営改善策

財務諸表によれば、当該団体は正味財産収支で、現在約6億円の債務超過に陥っている。

平成4年度に県観光開発公社と統合した際、公社の債務をそのまま引き継いだところにその発生原因がある。約6億円の負債は、公社が昭和45年12月から直営事業として展開していた日和佐町での千羽ロープウェーやレストハウス千羽(いず

れも昭和61年3月閉鎖),貸別荘の南阿波サンラインモビレジ(平成16年10月休止)及び十郎兵衛屋敷の累積赤字である。これらの累積赤字に関して清算の目途は立っていない。

さらに,公社時代に大型観光施設の開発用地として先行取得した,牟岐町の南阿波サンライン周辺や,由岐町の明神山周辺等の計約76万平方メートルにつき,先行取得に要した県からの借入金約11億4,000万円が負債に計上されている。これについては,先行取得した土地が貸借対照表上資産計上されているため,財務諸表上では正味財産収支の債務超過原因とはなっていない。しかし,観光振興という当初の目的だけでは買い手がつかない資産であり,売却あるいは適正な時価評価をすれば,この先行取得資金分だけで大幅な債務超過状態が,さらに顕在化するのは明らかである。しかも,県からの借入金が無利子化される前の未払い利息据置分も決算書上に記載すれば,その債務超過額はより莫大な金額となる。

平成16年2月に公表された県の「外郭団体の見直し状況」によると,(見直しの方向性)として「経営方針再構築」とされており,(見直しへの取組状況)としては,[検討項目]として,「『未利用地の処分等の検討』を含め,旧観光開発公社から引き継いだ債務の具体的解消策の検討,廃止も含めた直営施設の運営の見直し,主体的な公共事業を実施するための自主財源の確保」とされており,[平成16年度以降の予定]として,「関係者によるワーキンググループを設置し,当該団体の今後のあり方や運営方針について検討する」とされている。平成17年2月には,[検討項目]として,「当該団体の経営方針の再構築に向けた検討,指定管理者制度への移行を踏まえた当該団体の事業展開方針の検討,当該団体の将来のあり方に関する基本方針の策定,当該団体の債務の処理案」とされている。[平成17年度以降の予定]としては,「債務の処理,組織見直し」などとされている。

当該団体は,前記,見直しの方向性に沿って直営事業を廃止したり,未利用地の処分の検討や経営改善に向けた努力をしていることは見受けられるが,しかし,余りにも負債が大きすぎ,このままでは如何に改善策を講じたとしても当該団体の負債を弁済することは非常に困難である。

そのため,全不動産の一括売却は非常に困難であるから,まずは現実を見据えて,換価可能な資産を早期に換価し,可能な分だけでも早急に弁済していくべきである。その際には,残地につき袋地状態になることを回避する等の最低限の資産価値を保全して,条件の良い部分を積極的に分譲するなどの努力をすべきである。

その上で,当該団体が観光振興の推進母体として必要不可欠な団体というのであれば,議会や県民に対して経過や負債状況等の情報を開示し,その問題点を明らかにして,県の当該団体に対する債権放棄の議案を提出するなどして,しかるべき措置を講じるべきである。

痛みを伴うが,少なくともその方が,この状態で県への債務支払を凍結したままの状態を放置するよりは経営の健全化,透明化に資する。膨大な不動産を先行取得資金の借入により抱え込んでしまったのは,当時の県の観光開発政策に基づくものであり,当該団体にのみ責任があるとは到底言えない。

今後、県がイニシアチブをとった上で、適切かつ正確な情報開示と抜本的な解決がなされることを強く望むものである。

【社団法人徳島県林業公社】

1 概要

(設立等)

当該団体は、昭和41年11月1日設立された社団法人で、その社員及び出資金は、以下の表のとおりである。

区分	社員数(人)	口数	金額(千円)
徳島県	1	0	0
市町村	32	872	8,720
森林組合	19	120	1,200
その他の団体	4	1,020	10,200
計	56	2,012	20,120

但し、県の議決権数は、県以外の社員の有する議決権の3分の1と定められている。

(目的等)

理事会で定める市町村において、造林・育林等森林の整備を推進するための事業及び森林・林業に関する事業活動を行うことにより、森林資源の造成及び維持培養を図り、林業経営の健全な発展と森林の持つ公益的機能の増進に資するとともに、農林の振興と住民福祉の向上に寄与することを目的とする(以上「定款第3条」)。

(組織等)

定員は、理事16名以内、監事3名、職員11名で、理事長は知事が兼務し、専務理事1名は県職員のOB、常務理事1名は県の派遣職員、理事12名、監事3名、職員は5名である。

2 事業目的等

(1) 事業目的

定款第4条

分収方式による造林又は育林に関する事業

森林の取得及び造成整備に関する事業

森林の施業及び経営の受託事業

分収造林又は分収育林を促進する事業

分収育林制度の活用等により、都市住民と山村住民との交流を図る事業

森林・林業に関する調査及普及啓発事業

農山村の振興のための公共施設の設置及び改良

その他公社の目的達成に必要な事業

当該団体は、森林を所有しながら都会に出て山の面倒を見る人がいない、跡継ぎが都市で生活して山のことで手が回らない、このままでは山が台無しになる、また、森林の大切な働きを維持出来ない、そのために当該団体が分収造林・分収育林を通じて森林の造成・整備・管理を行うことを目的としている。

分収造林とは、森林所有者から預かった林地にスギ・ヒノキ等を植えて育てて、将来伐採したときに、森林所有者と収益を分収することである。当該団体が費用を負担して、植栽・保育、管理を伐期（植栽後45～80年）まで責任を負担するものである。

分収育林とは、森林所有者から預かった造林木を契約に基づき伐期までの育林・管理し、伐期に得られる収益を分収するものである。分収育林契約の対象となるのは植栽後16～30年の育成途上のスギ・ヒノキである。当該団体が費用を負担して保育・管理を伐期まで責任を負担するものである。

当該団体が設立されたのは、分収造林特別措置法の制定に伴い、分収方式により森林造成を推進するもので、38の都道府県で、42の公社が現在設立されている。

伐採時の収益の分配は、平成7年までの契約は、当該団体6に対して森林所有者4であったが、平成8年以降の契約では、当該団体7に対して森林所有者3となっている。

また、当該団体設立時の伐期は45年としていたが、平成8年度から契約変更を行い、現在造林面積の約7割を80年に変更している。

植林事業については10年を1期として計画を立てる。

平成8年～平成17年までは年間50ha（平成17年は25ha）の新規植林計画を立てている（森林組合や民間の要請を考慮して補助金等の予算バランス等や地域振興を勘案して決める）。

なお、当該団体が分収造林・分収育林とも主要な樹種としているスギ・ヒノキに関しては、当該団体設立後主伐としての収益はなく、主伐の収益はクヌギに関するもので、その他の収益は間伐収入（平成15年度で、17,572,226円）だけである。

（2）借入金

当該団体は伐採収入を得るのに長期間を要するため、設立以来多額の借入を余儀なくされており、その合計は以下のとおりである。

（単位：円）

借入先	期首残高	当期借入額	期中返済額	期末残高
徳島県	6,679,596,000	263,922,000	0	6,943,518,000
農林漁業金融公庫	4,906,231,893	118,664,000	62,365,887	4,962,530,006
土地所有者	8,963,235	0	5,353,296	3,609,939
計	11,594,791,128	382,586,000	67,719,183	11,909,657,945

平成15年度末で、約119億円の借入残高がある。また、期末残高と期首残高の差異は、314,866,817円である。

（3）補助金

当該団体に対しては、森林整備等に関する事業の補助金が支出されている。

平成15年度では、分収造林事業として、376,497,200円（負担割合

国3：県2), 分収育林事業として, 1, 838, 450円(負担割合 国3：県2), 分収林整備高度化事業(ソフト関係の補助)として, 2, 814, 000円(負担割合 国1：県1)であり, 合計381, 149, 650円の補助を受けているのである。

このうち実質的な県費負担は, 約5分の2で, 金額にすると152, 741, 260円である。

(4) 委託金

県から委託を受けたのは, 以下のとおりである。

緊急地域雇用創出特別基金事業

ア 県営林緊急森林整備事業

事業費 92, 400千円

事業内容 県営林地に必要な森林整備及び整備に必要な施設等の補修を行い, 県営林地における森林現況を調査し, 調査結果をまとめる業務

イ 自然公園内所有者等調査事業

事業費 12, 600千円

事業内容 県立自然公園内の所有者等を明らかにするためのデータを調査・整理し, コンピュータへの入力業務

受託事業

ア 間伐実施コスト縮減作業システム調査業務事業

事業費 2, 247千円

事業内容 間伐実施コスト縮減と, 利用可能な搬出作業システムの工程調査業務

イ 県営林素材生産事業

事業費 12, 110千円

事業内容 県営林の素材生産事業における調査・設計及び事業

(5) 交付金

当該団体は1ha当たり1万円を森林整備地域活動支援交付金として市町村から受け取っており, 平成15年度では60, 972, 100円であった。この財源については国が2分の1, 県が4分の1, 市町村が4分の1を負担しているため, 県が交付金として負担したのは, 1年間で15, 243, 025円である。

(6) 収支状況

平成15年度における当該団体の伐採による収入は, 主伐収入47, 250円と間伐収入17, 572, 226円の合計17, 619, 476円である。一方県が当該団体に対して同年度において支出した金額は, 貸付金(農林漁業金融公庫につ

いても県が保証しているので県費負担として計算)の合計314,866,817円と補助金152,741,260円(県費相当分)と委託金としての支出119,357,000円と交付金15,243,025円の合計602,208,102円である。

なお、当該団体の最近5年間の損益の状況は次のとおりである。

(単位：円)

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
【収益の部】					
分収造林勘定繰入	707,650,924	649,328,035	650,684,172	603,417,702	611,114,923
分収育林勘定繰入	2,519,167	3,412,001	5,144,123	2,434,157	234,473
事業収入	297,489,045	343,372,369	402,187,367	510,065,326	587,730,654
分収造林事業	288,416,625	332,739,121	381,456,227	395,780,849	462,400,745
分収育林事業	2,094,420	3,287,248	6,241,140	5,787,077	3,159,259
分収林整備高度化事業	4,500,000	4,280,000	3,290,000	4,050,000	2,814,000
緊急地域雇用特別基金事業	2,478,000	2,499,000	11,200,000	104,279,400	105,000,000
受託事業	0	567,000	0	168,000	14,356,650
事業外収入	8,183,252	7,706,108	5,564,191	5,720,284	1,000,125,584
分収造林事業	8,182,341	7,705,214	5,563,800	5,720,240	125,552
分収育林事業	911	894	391	44	32
とくしま絆の森事業	0	0	0	0	1,000,000,000
合計	1,015,842,388	1,003,818,513	1,063,579,853	1,121,637,469	2,199,205,634
【費用の部】					
事業支出	561,466,808	543,215,941	595,864,588	654,257,753	739,315,004
分収造林事業	550,046,442	529,382,984	570,233,642	537,809,222	614,032,935
分収育林事業	4,442,366	6,486,957	11,140,946	7,951,131	3,111,419
分収林整備高度化事業	4,500,000	4,280,000	3,290,000	4,050,000	2,814,000
緊急地域雇用特別基金事業	2,478,000	2,499,000	11,200,000	104,279,400	105,000,000
受託事業	0	567,000	0	168,000	14,356,650
事業外支出	454,375,580	460,602,572	467,715,265	467,379,716	1,459,890,630
分収造林事業	454,203,448	460,389,386	467,470,557	467,109,569	459,608,285
分収育林事業	172,132	213,186	244,708	270,147	282,345
とくしま絆の森事業	0	0	0	0	1,000,000,000
合計	1,015,842,388	1,003,818,513	1,063,579,853	1,121,637,469	2,199,205,634

損益計算書では、各年度収益合計と費用合計は一致しており、当期損益は常に0となっている。これは、収益合計と費用合計が一致するように、差額を資産勘定で

ある分収造林勘定及び分収育林勘定に振り替えているためである。

したがって、過年度の費用超過額の累計が分収造林勘定及び分収育林勘定に蓄積されていることになる。

平成15年度末における分収造林勘定は164億7,934万円であり、分収育林勘定は1,797万円である。

分収造林勘定の内容を分析すると次のとおりとなる。

(単位：円)

直接事業			
新植	3,279,817,026		
補植	281,798,429		
被害地造林	24,595,721		
下刈	4,010,925,480		
除伐	812,055,705		
枝打	1,120,285,323		
手入間伐	463,589,373		
収入間伐	139,150,293		
動物被害防除	114,468,091		
緊急	98,927,722		
災害復旧	112,594,192		
作業道開設	604,526,000		
簡易作業路開設	75,460,150		
作業道補修	5,454,904		
作業路	6,121,170		
歩道 標柱	75,401,730		
防火線	9,719,692		
造林小屋	29,689,360		
林地肥培 保護	37,790,706		
小計	11,302,371,067		
分収交付金	38,018,850		
間接事業			
巡視員報酬	52,724,800		
森林管理費	116,737,852		
森林保険料	281,112,673		
人件費	1,456,843,860		
一般管理費	196,516,714		
支払利息	3,901,341,511		
小計	6,005,277,410		
計	17,345,667,327		
固定資産圧縮	-84,065,693		
圧縮	-5,356,341,997	補助金収入	5,006,740,562

		間伐収入等	96,894,696
		交付金収入	120,040,900
		利子助成金	34,665,828
		負担金収入	3,909,600
		消費税還付金	71,135,906
		受取利息	20,572,888
		雑収入	2,381,617
間接事業費加算	4,728,322,432	年賦償還引当金	4,646,254,585
		減価償却費	82,067,847
災害普及引当金	29,168,353		
立木補償金・保険金	-183,406,409		
分収造林勘定	16,479,344,013		

分収造林勘定が約164億8,000万円あるうち、支払利息相当額（間接事業の支払利息約39億円と間接事業費加算の年賦償還引当金約46億5,000万円の合計）が約85億5,000万円にも達しており、半分以上が利息の支払いとなっている。

3 意見

(1) 借入金償還について

当該団体の借入金は、前記のとおり、徳島県からのものと、農林漁業金融公庫からのものと、個人の土地所有者からのものとに分かれる。

造林事業の性格上、伐採収入を得るまでに時間がかかるため、間伐収入以外の収入が得られる状態になっていない現時点では、当該団体は国・県からの補助金や農林漁業金融公庫からの借入金で事業を展開し、職員の給与や公庫への償還金も県からの借入金を充てている。公庫からの借入金については、県が損失補償をしている。

そのため、将来の分収造林の伐採収入がそれまでの投資額を下回った場合、公庫から借り入れた事業資金との差額は、県が公庫に返済しなければならない。その損失保証契約に伴う県の債務残高は平成15年度末で49億6,000万円余りに上る。

当該団体が平成12年度に樹立した長期経営計画によると、初の主伐収入が発生するのは7年後の平成23年度である。平成12年度時点の試算では、平成97年度までに1,251億円あまりの伐採収入が得られ、同年度には借金返済も終了した上で、1,500万円の黒字が出るとしていた。伐採収入総額は1,251億円で、事業費総額896億円の1.4倍、公庫・県等の借入金総額は383億円でこれに対する償還金総額は1.57倍の602億円となり、分収交付金は243億円となるとの試算であった。しかし、この試算の前提となった木材価格は、平成10～11年度の木材価格を根拠としており、木材価格の将来予想が正確には困難である点を勘案しても、その後全体的に下落傾向が続いているため、このまま推移すると大きな赤字の可能性の方が高いことは所管課も認めている。この試算は、現時点で見

れば、妥当な見込みとは思われない。

県からの借入金については、長期借入の償還期限は30年間据え置きでそれから15年かけて償還する契約だったが、県との覚書により、45年目に一括弁済する契約に変更されている。契約変更の理由は、収入が得られないうちの弁済を猶予することにあるが、伐採収入による弁済金捻出が困難なのであれば、問題の先送りにしかならない。

しかも、前記のとおり、最近（平成8年度以降）では、造林面積の約7割について、分収造林の伐採期限を従来の45年からその2倍近い80年に延長しているが、県からの借入金の弁済期限は45年のままであり、全体の約3割が45年で伐採できたとしても、全体として、償還原資となる収入が得られないまま弁済期限を迎えることになり、木材価格の高低にかかわらず、期限どおりの弁済が制度的に不可能であることは明白である。

県からの借入金利率は、平成7年度借入分までは5.5%、平成8年度から12年度までが3.5%の約定であるが、平成13年度以降借入分は無利子とされている。無利子借入という特例的な借入がなされていること自体が、この団体の経済的危機を県がすでに十分認識していることを示しているが、将来予測される経営破綻に対する抜本的な対応とはなっていない。

また、平成13年度以降の借入について、県は当時、議会へ無利子にしたことについての特段の説明をしていないが、この点についても、経過及び理由の詳細について議会への説明がなされるべきだと思料する。

公庫からの借入金の償還期限も同様に、平成8年度以降伐採期限とは一致しない状態になっている。

個人からの借入（平成15年度期首で約900万円）は、当該団体が事業開始当初10年間くらいに土地所有者に事業費の貸付を受けた分の残りである。30年間据置45年以内に分割又は一括払いで金利は5.5%の単利約定となっている。外郭団体が個人からの融資を受けるとするのは異例であり、その経過は不明であるが、金額がそれほど多額でないこと並びに金利が現時点では高金利であることに照らすと、間伐収入を優先的にこの部分の弁済に充て、早期に完済すべきであろう。

（2）今後のあり方

分収造林のスギ・ヒノキの主伐が始まる平成23年度以降に木材価格が急騰しない限り、当年度以降、当該団体は、毎年経営破綻の危機に直面することになる。

木材価格の下落傾向及び補助金や交付金の削減傾向に照らせば当該団体が、将来的に収支のバランスを取りながら存続していくことは、極めて困難である。

むしろ、分収造林事業を継続すればするほど状況は悪化し、損害が拡大することが目に見えており、当該団体においても、平成18年度以降は新規植林を休止する方針を立てている模様である。

しかし、植林休止は、抜本的対策とはならない。当該団体が現時点で経営破綻と断定されないのは、県からの長期借入金の弁済期限が45年となっていて、期限未到来であることと、試算見積りが木材価格の低落傾向を反映していないことなどが

原因であるが、将来危機的状況に陥る危険性が高いと思われる。

市町村からの受託事業・県からの受託事業・収入間伐等で、単年度ごとの人件費は捻出できても、莫大な借入金負債を抱え、しかも弁済の目途が立ちにくい状態で、今後この団体を存続させることに、どのような意味を見いだすかは、全国で同様の外郭団体を抱える地方公共団体に共通する課題である。

この点、例えば大分県では既に公社解散の構想が立てられている。解散後は県が契約を引き継ぎ、市町村が土地所有者の場合は分収権を買い取ってもらい、その余の分については県が分収権を買い取り公庫への弁済は県が肩代わりするという計画とのことである。同様に岩手県や長野県も公社を清算して県営林化する方針を発表している。他方、岡山県は、県林業公社の存在理由を、「木材生産」から「森林機能の保全」に転換した上で存続させる方針で具体的検討を開始している。同県の改革案では、針葉樹や広葉樹を植栽し数十年かけて自然林に近い形にして所有者に山を戻し、県の財政支援により金融機関に繰上償還を求め金利負担を軽減することである。

以上、他の地方公共団体の例を見れば、当該団体を存続させる場合でも、廃止させる場合でも、財政的には当該団体の借入金弁済を地方公共団体が代位して行うことを前提にしている。地方公共団体自身が公社に貸し付けている分の処理は必ずしも明らかにされていないが、債務免除以外の処理は考え難い。

当該団体の事業内容や、県全体の森林保護や収入源としての森林利用に関する姿勢には、各地方公共団体ごとに違いがある。

当該団体の有利子負債については、問題を先送りしている限り、その期間の金利が発生し、最終的にはそれが保証人である県の負担になることは間違いない。他の地方公共団体の例を参考にするとともに、現在の木材価格を踏まえた収支見通しを立てた上で、当該団体の廃止又は役割転換を含めた方針を早急に決定すべきである。

【財団法人徳島県水産振興公害対策基金】

1 概要

(設立等)

当該団体は、昭和51年12月27日設立されている。設立の経過は、昭和49年に発生した水島コンビナート重油流出事故に端を発する。すなわち石油コンビナートで重油流出事故が発生し、近郊の海面に多量の油が流出、その結果徳島県の漁業関係者が多大な損害を被ることになった。この事故後漁業における公害対策及び漁業振興が検討されて、県が基本財産の一部を5カ年計画で拠出し、その他に沿海12市町が7,200万円、県漁業協同組合連合会が2億4,400万円、徳島県内水面漁業協同組合連合会が1億円、鮎養殖漁業協同組合が1,000万円を出捐して、当該法人は設立された。

設立後、県が当該団体に拠出した基本財産は、以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	出捐額	累計
昭和51年度	50,000	50,000
昭和52年度	58,000	108,000
昭和53年度	72,000	180,000
昭和54年度	98,000	278,000
昭和55年度	50,000	328,000
昭和56年度	50,000	378,000
昭和57年度	50,000	428,000
昭和58年度	150,000	578,000
昭和59年度	100,000	678,000
昭和60年度	100,000	778,000
昭和61年度	50,000	828,000
昭和62年度	50,000	878,000
昭和63年度	100,000	978,000
平成元年度	100,000	1,078,000
平成2年度	100,000	1,178,000
平成3年度	150,000	1,328,000
平成4年度	250,000	1,578,000
平成5年度	100,000	1,678,000
平成6年度	1,000,000	2,678,000
平成7年度	550,000	3,228,000
平成9年度	40,000	3,268,000

以上のうち、昭和51年度から昭和55年度は、設立当初からの5カ年計画で出捐されたものである。その後の出捐の多くは、海水面の埋め立てなどの開発行為に際し、漁業補償と平行して県が当該団体に対して行ってきたものである。その理由としては、沿岸域の浅海は稚魚の育成場として重要な役割を果たしていることから、周辺海域に及ぼす広域的な影響に対して、これを補填し水産振興に資するためとのことであった。

その結果、当該団体の基本財産は、36億9,400万円に上ることになった。

(目的等)

当該団体寄附行為第3条には、「この法人は、漁業振興対策事業並びに漁業に係わる公害対策事業及び環境保全対策事業を実施することにより、徳島県の水産業の発展に資することを目的とする」と定められ、

寄附行為第4条によると、

- (1) 漁業の振興に関する事業
- (2) 漁業に係る公害対策に関する事業
- (3) 漁場環境保全に関する事業
- (4) 徳島県の委託を受けて行う水産種苗の生産及び指定施設の管理等の事業
- (5) その他

と定められている。

(組織等)

総務課、業務課は、本部と称されていて、事務員が1名で、徳島市沖洲にある徳島県漁業協同組合連合会が所有する「水産会館」を賃借して、業務を行っている。

また、加島事業場は、県が保有する種苗生産施設(旧徳島県栽培漁業センター)において、業務を行っている。

県からは、加島事業場長兼事務局長として職員1名が派遣されており、同人は当該団体の常務理事に選任されている。

2 事業内容等

当該団体の事業内容は、本部と加島事業場に区分されている。

(1) 本部は、以下の事業を実施している。

漁業振興対策事業

栽培漁業促進事業(合計10,507,750円)

県漁連及び県下の漁協が実施したクルマエビ・ヒラメ・アワビ・アユの種苗放流に対して、当該団体の基金、県及び関係市町村が補助を行った。

それぞれの経費負担区分は、以下のとおりである。

クルマエビについて

当該基金から	4,160,000円
県市町村から	8,935,000円
事業主体から	6,948,000円
合計	20,043,000円

ヒラメについて

当該基金から	2,520,000円
県市町村から	17,453,000円
事業主体から	922,000円
合計	20,895,000円

アワビについて

当該基金から	927,750円
県から	618,500円
事業主体から	4,638,750円
合計	6,185,000円

アユについて

当該基金から	2,400,000円
事業主体から	129,910,000円
合計	132,310,200円

教育指導事業(500,000円)

県漁連が実施した各種研修会開催等の費用の一部補助である。

総事業費は、1,223,255円

養殖漁業促進事業(200,000円)

養殖アユの販路拡大のための、宣伝活動の一部補助である。

総事業費は、409,500円

その他

ア 漁船漁業振興対策事業(4,359,000円)

- ・漁獲努力量の低減を目的として許可漁業である底曳き網漁業の廃業者に対し、業界が補償を行う費用の一部を補助する費用等
- ・漁場保全等
- ・磯根資源の保護等

イ 漁業環境美化推進事業(100,000円)

「徳島県海と渚環境推進委員会」への負担

(2) 加島事業場は以下の事業を実施している。

水産種苗生産事業

県から委託を受けて、アユ・ヒラメ・クルマエビ・アワビの種苗生産を行っている。生産された魚は、アユは鮎養殖漁業協同組合へ、その他は県漁連に販売されて県の収入となっている。

加島事業場の保守管理その他

(3) 事業実績等

本部の収支は全て基本財産で賄われている。

平成15年度の基本財産収入は、23,167,282円であり、預金利息が6,

166,186円, 有価証券利息が17,001,096円である。

また, 加島事業場の収入は, 全て県からの委託金である。

(4) 当該団体の収支状況

当該団体の最近5年間の収支の概要は以下のとおりである。

[本部会計]

(単位 : 円)

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
【収入の部】					
財産収入	24,986,484	19,413,108	20,020,513	18,565,729	23,735,922
基本財産収入	23,711,150	18,396,516	19,033,297	17,684,296	23,167,282
普通財産収入	1,275,334	1,016,592	987,216	881,433	568,640
その他収入	9,197,000	12,814,000	16,052,500	18,700,000	12,853,000
普通財産取崩収入	0	2,000,000	0	0	0
漁業再編対策積立金取崩収入	2,525,000	0	10,000,000	10,500,000	2,250,000
漁船漁業振興対策積立金取崩収入	1,000,000	3,200,000	1,000,000	8,200,000	8,413,000
雑収入	5,672,000	7,614,000	5,052,500	0	2,190,000
退職給与引当金取崩収入	0	0	0	4,775,232	0
退職給与引当金繰入	0	0	0	4,775,232	0
前期繰越剰余金	15,881,905	10,624,730	7,350,737	917,836	645
収入合計	50,065,389	42,851,838	43,423,750	42,958,797	36,589,567
【支出の部】					
漁業振興対策事業	12,068,750	12,001,100	12,725,800	8,453,125	10,507,750
栽培漁業促進事業費	12,068,750	12,001,100	12,725,800	8,453,125	10,507,750
教育指導事業	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
教育指導事業費	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
養殖漁業促進事業	240,000	240,000	200,000	200,000	200,000
養殖漁業促進事業費	240,000	240,000	200,000	200,000	200,000
その他事業	3,625,000	3,300,000	11,100,000	13,517,000	4,459,000
漁船漁業振興対策事業費	3,525,000	3,200,000	11,000,000	13,417,000	4,359,000
漁業環境美化推進事業費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
管理費	15,772,346	16,450,242	16,019,573	19,120,836	12,251,194
積立金繰入	5,950,726	2,314,218	1,265,000	965,759	802,654
漁業再編対策積立金繰入	830,726	661,218	675,000	523,759	502,954
漁船漁業振興対策積立金繰入	5,120,000	1,653,000	590,000	442,000	299,700
諸引当金	1,283,837	695,541	695,541	201,432	284,823
退職給与引当金繰入	1,283,837	695,541	695,541	201,432	284,823
未処分剰余金	10,624,730	7,350,737	917,836	645	7,584,146
前期繰越剰余金	15,881,905	10,624,730	7,350,737	917,836	645

当期剰余金	-5,257,175	-3,273,993	-6,432,901	-917,191	7,583,501
支出合計	50,065,389	42,851,838	43,423,750	42,958,797	36,589,567

[加島事業場会計]

(単位 : 円)

	H 1 1年度	H 1 2年度	H 1 3年度	H 1 4年度	H 1 5年度
【収入の部】					
受入委託料	196,501,753	224,246,224	220,853,016	218,234,046	222,531,971
収入合計	196,501,753	224,246,224	220,853,016	218,234,046	222,531,971
支出合計	196,501,753	224,246,224	220,853,016	218,234,046	222,531,971

3 意見

(1) 基本財産

県からの出捐金合計は、前記のように32億6,800万円の巨額にのぼる。当初5カ年は、当該団体の当初計画に基づき拠出されたものである。しかし、それ以後は、沿岸部の埋立や都市化に伴って生じる漁業への定量化の困難な悪影響に対して、県全体の一般的な漁業振興に資する目的で随時出捐されているということであるが、県と当該団体との間でこのような開発行為のたびに出捐をしなければならないという定めはない。にもかかわらず当該団体設立以来、平成8年度を除き昭和51年度から平成9年度まで出捐が繰り返されている。この出捐額は、県の外郭団体の中でも最高の額である。

基本財産は、取り崩しを予定せず、その運用益を事業運営に使用するものである。したがって、例えば平成9年度に県が出捐した金4,000万円も、予定される年間運用益はそのわずか0.07%の28万円にすぎない。28万円の使途はヒラメの種苗2,500尾とクルマエビの種苗87,500尾の購入である。それであれば、仮にこの種苗購入が必要不可欠であるとしても、4,000万円の運用益相当額の28万円を補助金として支出した方がよほど経済的ではないかと思料される。補助金にした場合は単年度で終了せず継続的補助となることが事実上多いことを考慮しても、年間28万円の補助金を100年間継続した場合を仮定してもなお、出捐金を支出するより、はるかに経済的であり、かつ柔軟性がある。出捐金の支出は当該団体から県への要望によりなされるものではない。基金出捐の事業計画作成には当該団体の職員は関与していない。出捐金の希望額が理事会で諮られたこともない。県の側で関係団体と協議して定めた出捐金の額が当該団体に伝えられるだけである。

一度出捐してしまうと出捐金は寄附であり、果実をどのような目的に使用したかは、寄附を受けた団体の自由であるから、この出捐金の果実の使途に県の意思が全て反映するとは言い難い。

金額の巨大さに比較すると出捐金の積算根拠はわかりにくい部分が多いと言わざるを得ず、今後は仮に県費を支出する場合でも、より合理性がありかつ経済的な方法に切り替えるべきである。

平成16年2月に公表された県の「外郭団体の見直し状況」によると、(見直しの

方向性)として、「積極的な運営改善」を指示されていて、[平成15年度の取り組み]として、「基本財産の運用方法の見直し、組織体制の簡素化、[平成16年度以降の予定]として、「基本財産の効率的な運用について」とされている。平成17年2月には、[検討項目]として、「基本財産の有効活用、コスト削減への具体的手法」、[平成17年度以降の予定]として、「問題解決プランの策定、公益法人制度改革への対応」とされている。

県の財政状況からして、さらなる出捐は基本的になされるべきでない。

なお、預金通帳及び有価証券、印鑑類の管理状況等については安全性が十分あるとは評価し難い。早急に改善すべきである。

過去5年間の基本財産からの運用益は、以下の表の通りである。

(単位：円)

年度	預金利息	有価証券利息	合計
平成11年度	18,116,150	5,595,000	23,711,150
平成12年度	15,156,516	3,240,000	18,396,516
平成13年度	15,793,297	3,240,000	19,033,297
平成14年度	10,711,556	6,972,740	17,684,296
平成15年度	6,166,186	17,001,096	23,167,282

基本財産3,694,000,000円のうち、通知預金が364,000,000円、定期預金が1,526,095,000円、有価証券が1,803,905,000円であり、運用益は、預金利息が6,166,186円であるのに対して、有価証券利息は17,001,096円である。預金については、元本が必ず回収できることを前提にして運用すべきであり、低金利時代に年間2,000万円前後の利息収入を得ていることは、評価することもできるのかもしれないが、基本財産が36億円という巨額であることに照らせば、効率面で疑問があり、速やかに運用益の効率化を図るべきである。

(2) 賃料

本部は、前記のように「水産会館」を賃借して、その賃料は年間1,615,406円である。そして本部の事務は僅か1名が担当しているにすぎない。水産会館の中に事務所を設けるとするのは、旧水産会館時代から継続しており、県漁連をはじめとする水産関係団体からの情報収集に便利だとのことであったが、現実に当該団体と関係団体役員らとの放流事業計画等についての協議が水産会館内で行われている事実はなく、場所をここに限定する必要性は認められない。加島事業場への移転を含め、より経済的な方策を速やかに検討すべきである。

(3) 県派遣職員の給与

県から1名派遣されている職員の給与は、県との間における加島事業場の委託契約の中に含めて全額支払われている。しかしながら、同人は加島事業場の場長と兼務し

て、事務局長として本部に週1回以上出向しており、全額委託契約で支払うのは、疑問の余地がある。勤務内容について精査し、実態に即した支払形態へ改善すべきである。

(4) 事業内容の再検討

当該団体が設立されたきっかけとなった公害対策事業は、現在実施されていない。

現在実施されている事業は基本財産の運用益により実施される本部事業と、毎年県から支払われる約2億円の受託料によって実施される加島事業場事業であるが、いずれも効果の判定が難しい事業である。すなわち、その効果として最終的には県民の全体の利益に資するとしても、県民が享受し得る利益は間接的・抽象的である。

その結果、当該団体の事業内容については、公益性が客観的に存在することがわかりにくい状況になっており、県が出捐した合計32億6,800万円の基本財産の額と対比して考えた場合、今後現状のまま継続することには、疑問がある。

潤沢な財政状況であるならともかくとして、県の置かれた厳しい状況を踏まえ上で、基本財産の額も含めて考えると、まずは、費用対効果にまで踏み込んだ事業効果の立証と向上に努めるべきであり、その検証結果によっては、当該団体の存在意義について改めて検討されるべきである。

(5) 会計基準

公益法人会計基準では、公益法人は計算書類として収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成しなければならないとなっている。しかしながら、当該団体では、貸借対照表と財産目録は作成しているものの、収支計算書と正味財産増減計算書は作成しておらず、損益計算書を作成している。

参考までに、本部会計について収支計算書と正味財産増減計算書を作成すると、次のとおりとなる。

[収支計算書]	(単位：円)
	金額
【収入の部】	
基本財産運用収入	23,167,282
基本財産利息収入	23,167,282
繰入金収入	6,049,774
加島事業場会計繰入金収入	6,049,774
雑収入	2,758,640
受取利息	568,640
雑収入	2,190,000
当期収入合計	31,975,696
前期繰越収支差額	199,457,162
収入合計	231,432,858
【支出の部】	

漁業振興対策事業	10,507,750
栽培漁業促進事業費	10,507,750
教育指導事業	500,000
教育指導事業費	500,000
養殖漁業促進事業	200,000
養殖漁業促進事業費	200,000
その他事業	4,459,000
漁船漁業振興対策事業費	4,359,000
漁業環境美化推進事業費	100,000
管理費	12,251,194
当期支出合計	27,917,944
当期収支差額	4,057,752
次期繰越収支差額	203,514,914

[正味財産増減計算書] (単位：円)

	金額
【増加の部】	
資産増加額	4,057,752
当期収支差額	4,057,752
負債減少額	10,663,000
漁業再編対策積立金取崩額	2,250,000
漁船漁業振興対策積立金取崩額	8,413,000
増加額合計	14,720,752
【減少の部】	
負債増加額	7,137,251
退職給与引当金繰入額	6,334,597
漁業再編対策積立金繰入額	502,954
漁船漁業振興対策積立金繰入額	299,700
減少額合計	7,137,251
当期正味財産増加額	7,583,501
前期繰越正味財産額	3,694,000,645
期末正味財産合計額	3,701,584,146

(6) 漁業再編対策積立金及び漁船漁業振興対策積立金

当該団体では、損益計算書において、漁業再編対策積立金繰入及び漁船漁業振興対策積立金繰入を行い、漁業再編対策積立金及び漁船漁業振興対策積立金を負債の部に計上している。しかし、これらの積立金は負債性を有していないため負債の部に計上するのは妥当ではない。正味財産に振り替えるべきである。

(7) 退職給与引当金

当該団体では、平成7年度において給与規程の改定を行い、この中で退職給与の金額についても改定が行われた。しかしながら、改定の際定められた附則では従前の給与規程に基づいて退職給与引当金を計上することを認めている。その結果、附則による退職給与引当金計上額と、改定された規程による算定額との間で差額が生じている。

平成15年度末現在では、改訂後の給与規程に基づく算定額は121,848,920円(本部12,789,000円,加島事業場109,059,920円)に対して、附則に基づき現実に積み立てられた退職給与引当金の金額は128,528,128円(本部10,852,380円,加島事業場117,675,748円)となっており、6,679,208円引当超過となっている。

その結果、県と当該団体との水産種苗生産業務委託契約においては、加島事業場での実際の経費の額を委託金として契約しているが、この退職給与引当金の引当超過により、平成15年度末現在加島事業場における引当金超過額(117,675,748円-109,059,920円)分だけ過大な委託金額を県は当該団体に対して支払っていることになる。

附則を廃止し、現在の規程に基づいて退職給与引当金を計上するように改めるべきである。

【財団法人徳島県土木技術協会】

1 概要

（設立等）

当該法人は、昭和49年3月30日、徳島県が基本財産の全額1,000万円を出捐して設立された。その後、平成12年4月1日に徳島県公園緑地協会と統合し、この際、基本財産は2,000万円となった。

（組織等）

寄附行為第16条によると、理事8名以上15名以内、監事2名、理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事、4名以内を常務理事とすると定められている。理事長は、県土整備部長が兼務している。平成15年度の県からの派遣職員は、常務理事4名のうち3名、事業部部长、日峯大神子広域公園管理事務所所長、県庁出張所15名の合計20名である。平成13年度には23名、平成14年度には21名、平成16年度には5名の職員が派遣されている。なお、当該法人のプロパーの職員は、平成8年以降25名で変更がなく新規雇用もない。

（設立目的等）

平成12年に公園緑地協会を統合したことに伴い、その設立目的は、「建設行政の能率化を図るとともに、都市公園等の管理運営等を行い、建設事業の振興と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする」とされている。

2 事業内容等

（1）事業

土木事業に係る工事の調査、測量、設計及び積算の受託に関すること

各種事業（道路、橋梁、河川、砂防、港湾等）計画策定の基本設計・予備設計・詳細設計を受託し、設計段階の総合的技術支援を行う。

当該団体は、県市町村が行う事業を補完する目的で設立されて、事業運営がなされているところ、主に工事費1,000万円未満の工事に関して、「建設行政の能率化」という目的を達するために設計等を行っている。

工事監督補助事業の受託に関すること

ア) 公共工事の工程、品質、安全及び出来高管理の監督の支援

イ) 施工条件の変化による技術的助言、設計変更に必要な図書作成関連関係団体との協議調整や協議に必要な図書作成等の支援

ウ) 公共工事適正化法施行に伴う発注者への体制強化の補完、支援

建設に関する諸資料等の作成受託に関すること

建設業の許可及び建設業者の経営事項の審査業務の受託に関すること

都市公園等に関する調査研究及び情報の収集に関すること

都市公園等の管理運営及び整備業務の受託に関すること

緑化事業の推進に関すること

工事検査に関すること

市町村業務支援に関すること

その他協会の目的を達成するために必要な事業に関すること

を事業としている。その中でも ， が主要事業となる。なお ， ， は平成12年の統合により追加された事業である。

(2) 公益事業

研修

建設事業に従事する県職員及び市町村職員の技術力向上と人づくり

ア) 建設請負工事契約をめぐる諸問題の研修

イ) 公共事業での環境配慮の実践に向けての研修

ウ) 現場研修

エ) 徳島県新規採用土木技術職員研修

オ) 土木技術研修

防災エキスパート制度

地震、風水害等の大規模災害が発生した際の初期段階における被災状況の収集、早期復旧、二次災害防止に関する助言を行う、このようなエキスパートを県下に配置する。

書籍の発行

ア) 書籍の発行、建設工事共通仕様書

イ) 一般・公募型の競争入札に伴う設計図書を提供

ウ) 建設副産物(図書)を市町村へ配布

都市公園普及啓発等事業

テニス教室の開催及び都市公園の普及啓発

都市緑化推進啓発普及事業

ア) 「子供鉢植え体験教室」等の緑化推進イベントの開催

イ) 「絵画コンクール」の開催等

を行っている。

3 意見

(1) 工事監督補助業務

決算書によると、県は当該団体に対して、工事監督補助委託金として以下の支払をしている。

[工事監督補助業務] (単位：円)

年度	委託料	消費税	合計
平成11年度	351,801,325	17,590,065	369,391,390
平成12年度	371,008,156	18,550,406	389,558,562
平成13年度	213,656,602	10,682,830	224,339,432
平成14年度	190,632,514	9,531,625	200,164,139
平成15年度	184,291,986	9,214,599	193,506,585

地方自治法上、工事監督は県職員でなければならないので、監督そのものは当該団体の業務たり得ず、その補助をする業務だけを受託している。この監督補助業務

は、前記のように当該団体の主要事業の一つであるが、以下のような問題が存在する。

まず、この「監督補助業務」の具体的内容が何かという点が、支出負担行為に関係する決裁書類や契約書を見る限り、判然としない。すなわち、平成15年度を例にとると、監督補助業務の委託契約に関する支出負担行為決議書は、1通だけ存在するが、どこにも「監督補助」という文言は出ておらず、目的は「業務指導等」となっている。契約書そのものも同様で、委託内容については「甲（県）は乙（土木技術協会）に対し、土木事業の振興を目的とした技術力向上を支援し、乙は別記1に掲げる事業について、甲が指定する土木建設工事に係る業務指導等を行うものとする」と記載されているのみで、「監督補助」の記載はない。ちなみに「別記1に掲げる事業」とは、「道路改築事業、道路特殊改良第一種事業、道路局部改良事業、緊急地方道路整備事業、街路事業、県単街路事業」であって、場所の特定すらなされていない。したがって、第三者がこれら書類を見て、当該団体が、いったいどの工事につき、誰に対する業務指導を行う契約を締結するのか理解し難い。約2億円の県費支出を伴う契約がこれでよいとは考え難い。

決裁書類や契約書類を見る限り、正しくは「業務指導等受託」と表示すべきであるが、なぜか当該団体の事業報告書・決算書には、「監督補助業務」と記載されている。この記載は正確性を欠くと言わざるを得ない。ちなみに、もう一つの主要業務である調査測量設計積算業務委託に関しては、契約書記載の委託目的の表示と決算関係書類の表示にかかる齟齬は見受けられないし、また、対象事業も具体的地域名の表示により特定されていた。

次に、プロパー職員は監督補助業務を担当していない。所管課の説明によれば、県からの派遣職員の一部が（プロパー職員の指導育成と重複して）監督補助をしているとのことであった。

しかし、後記のように、少なくとも県庁出張所の派遣職員が過去数年間プロパー職員の指導育成を派遣職員が実際に行っていた事実はないし、仮にプロパー職員の指導監督のために県が県職員を派遣して、その人件費捻出のために監督補助業務委託の名目で委託費を支出するようなことがあれば、それはそれで著しく妥当性を欠く。

また、委託事業の具体的内容如何に関わらず、この事業を担当しているのは、県から派遣された職員だけであるのだから、もともと人材的に外部に委託することなく、県単独で行えたはずの事業なのである。

であるならば、そもそも監督補助を外部委託する必要性はあるのかとの疑問が生じる。

今後このような契約は締結すべきではない。

（2）県庁出張所

県から派遣された職員のうち、技術職の職員は全員、当該団体が県庁内に置いている県庁出張所で執務していた。県庁出張所には、当該団体のプロパー職員は勤務

せず、派遣職員のみが勤務していた。平成15年度においては県庁出張所勤務の派遣職員数は15名であった。一方、土木技術協会のプロパー職員は1名も県庁出張所には勤務しておらず、両者は場所的に隔絶されていた。

にもかかわらず、所管課によれば、県庁職員が派遣される主たる理由は、当該団体の職員への技術指導であるとの説明がなされた。しかし、派遣された県庁職員は県庁内で執務して、一方、当該団体のプロパーの職員は同所では執務していないという場所的隔絶に照らせば、派遣職員が当該団体の職員を指導監督出来る体制であったとは到底評価し得ない。したがって、県庁出張所勤務職員について言えば、技術指導業務を担うという派遣理由とその実態には齟齬がある。

実際、指導育成する側とされる側の人数を見ても、県庁職員は平成15年度までの過去5年間毎年20名以上が派遣されているが、(管理職を含み、平成11年度42名、平成12年度43名、平成13年度23名、平成14年度21名、平成15年度20名)、一方、当該団体のプロパー職員は25名で、平成8年以降新規採用がなく、固定された人員をマンツーマンで、しかも毎年変わりなく継続的に指導育成しているというのも腑に落ちない説明である。

所管課の説明では、プロパー職員の指導育成をなし得ないはずの県庁出張所という環境下で、派遣職員が監督補助業務以外に、主としてどのような業務をしていたのか、結局のところ判然としなかった。前記事業目的のうち、「土木事業に係る工事の調査、測量、設計及び積算の受託に関すること」は、プロパー職員が担当していたのであるというのが所管課の説明であるので、実際上は派遣されたことになっている県職員が県庁内で県庁職員としての業務をしていたのではないかとの疑問を払拭できない。

そこで、この点について当該団体においてヒアリングを実施した。その結果によれば、派遣技術職員は県庁出張所において都市道路整備局が所管する環状線整備事業の監督補助業務に従事し、少なくとも過去数年当該団体職員をマンツーマンで指導育成したような実績はなく、日常業務においてプロパー職員と派遣職員(技術職)が接触する機会もなかった。派遣職員がする仕事は積算業務を含み「工事監督補助業務」名目で委託契約が結ばれ、プロパー職員がする業務は「調査測量設計及び積算業務」名目で委託契約が結ばれたが、契約の振り分けは当該団体が行うのではなく、県の方で行われた。各年度の派遣職員数を何名にするかという点については、当該団体側で必要人数を決めるのではなく、県の側で決定していた。

であるならば、県庁出張所勤務の派遣職員は、1,000万円以下の小規模工事に限らず、都市道路整備局が担当した環状線整備工事の調査積算業務を監督補助名目で日常的に担当していたことになり、まさに、県庁都市整備局の職員としての業務に従事していたものとしか評価し得ない。これでは、監督補助業務の委託契約書の対象事業が抽象的な表示にならざるを得ないはずである。

この人員を派遣せずに県職員のまま稼働させていけば、仮に、全く同一の人件費がかかっていたとしても、少なくとも委託契約をした場合に賦課される消費税(過去5年間で65,569,525円)の相当部分を県は支出する必要がなかったことになるのではないか。消費税の一部(5分の1)は県の収入になるが、それを考

慮しても県から当該団体に対する技術職員派遣の合理性は見いだせない。

派遣職員数は平成16年度に5名（管理職のみ）に激減され、県庁出張所も廃止されたが、その前年度の平成15年度には県庁出張所に勤務していた派遣職員数は15名（技術職のみ）であり、担当者数を15名からいきなり0名にできる業務というのは、もともと必要でなかったのではないかと疑問がある。長年に渡り業務指導等の目的という名目で、多数の県職員を派遣し続けてきた実績に照らすと、今後この団体に対する県職員派遣に関する必要性は厳格にチェックすべきである。

（3）将来展望

平成16年2月に公表された県の「外郭団体の見直し状況」によると（見直しの方向性）においては、当該団体は「廃止・統合」と結論づけられている。平成17年2月には、[検討項目]として、「類似団体との統合」等が掲げられ、[平成17年度以降の予定]として、「類似団体との統合に向けて具体的課題の検討」等が掲げられている。しかし、当該団体においては、業務拡大に向けて内部に検査指導部を設けて団体存続に向けての努力中とのことであった。

所管課としては類似団体との統合は検討しているが、廃止は考えておらず、当該団体の役割を果たすための新しい分野への事業展開や、市町村からの受託業務の拡大で活路を見いだせないかと考えている。具体的には、中間検査等これまで行っていない新たな業務の開発を考えている。すなわち、年間4,000件ある工事のうち重点監督制度が適用されるのは数十件であり、適用されない小規模な500件ほどの低入札工事につき、当該団体の新たな業務として中間検査（補助）的な業務が新規業務としてできないかと考えているとのことであった。

当該団体側では、平成16年度に「サポート」というパンフレットを作成し、これまでほとんど受託実績がなかった市町村に対し、公共事業の積算や工程管理といった支援事業の開拓を図っているとのことであり、今後一層の努力が求められる。

【財団法人徳島県企業公社】

1 概要

(設立等)

市街地における駐車難を緩和するため、都市計画事業として徳島県土木部が藍場町地下駐車場の建設を担当し、第一期工事の完成後企業局がこれを引継ぎ、昭和48年4月1日公営企業として駐車場事業を設置した。その施設を管理運営させるために昭和48年3月31日、当該団体を設立したものである。

基本財産は、企業局が出捐した50万円である。

(目的等)

当該団体の寄附行為第3条によると、「公社は、徳島県企業局が設置する施設を管理運営し、県民の福祉増進に寄与することを目的とする」と定められている。

(組織等)

寄附行為によると、理事長・副理事長・常務理事各1名、理事4名以上7名以内、監事2名と定められていて、現在常務理事は欠員で、副理事長は企業局次長、理事4名は都市計画課長・企業局総務課長・企業局電力課長・企業局工務課長、監事は副出納長と財政課長が充て職で兼務している。

理事長は企業局のOBで、事務局長1名の外、業務員6名、臨時補助員1名、非常勤業務員4名が勤務している。非常勤業務員は松茂駐車場で業務に従事している。県からの出向職員はいない。

2 事業内容等

主たる事業として従前は、藍場町地下駐車場の管理を受託していたが、平成15年度からオープンした松茂町の「徳島とくとくターミナル」内の松茂駐車場の管理も受託している。

具体的な業務内容は以下のとおりである。

- ・ 駐車自動車の保管
- ・ 使用料の徴収及び領収書の発行
- ・ 回数券、定期駐車券及び時間駐車券の発行
- ・ 駐車場の維持管理
- ・ 利用者に対するサービス提供、広報
- ・ 物品保管

当該団体の収入と支出は一致するシステムを取っていて、収入の大半は、企業局からの委託金である。

最近5年間の推移は以下の表のとおりである。

(単位：円)

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
【収入の部】					
営業収入	72,413,626	71,359,493	69,444,807	67,769,831	78,516,939
管理受託収入	72,413,626	71,359,493	69,444,807	67,769,831	78,516,939
営業外収入	1,228,898	300,360	607,328	606,520	144,170

受取利息	163,703	144,705	139,953	131,280	123,431
雑収入	229,494	155,655	61,531	61,564	20,739
雇用助成金	835,701		405,844	413,676	
当期収入合計	73,642,524	71,659,853	70,052,135	68,376,351	78,661,109
前期繰越収支差額	0	0	0	0	0
収入合計	73,642,524	71,659,853	70,052,135	68,376,351	78,661,109
【支出の部】					
事業費	73,642,524	71,659,853	70,052,135	68,376,351	78,661,109
当期支出合計	73,642,524	71,659,853	70,052,135	68,376,351	78,661,109
当期収支差額	0	0	0	0	0
次期繰越収支差額	0	0	0	0	0

平成15年度の事業収入が大幅に増加しているのは、松茂駐車場の委託が増えたからである。

[藍場町地下駐車場の料金収入の推移]

年度	普通駐車台数	普通駐車料金 収入(円)	定期駐車券 発行枚数	定期駐車料金 収入(円)
平成11年度	192,874	131,755,150	2,450	29,540,000
平成12年度	173,484	116,788,080	2,498	29,959,000
平成13年度	163,855	114,964,750	2,514	30,217,000
平成14年度	149,953	105,337,300	2,392	28,683,000
平成15年度	147,791	96,242,250	2,307	27,749,000

平成15年度にオープンした松茂駐車場の台数及び収入は以下のとおりである。

- ・普通駐車台数 88,897台
- ・普通駐車料金収入 50,480,000円

なお、退職者には例年必要な額を積み立て、退職金予定額の100%近く(引当金の積み立て開始からまだ10年なので)が引当金として積み立てられるようにしている(平成15年度末で21,791,522円)。

3 意見

(1) 常務理事

当該団体の常務理事は平成11年度以降欠員となっている。この年度に事務局長というポストが新設され、従来常務理事が行っていた職務は事務局長が引き継いで行っている。

しかし、これは寄附行為に定められた明文規定に違反する。すなわち、寄附行為上は常務理事1名が必要的機関として規定されたままだし、常務理事の職務を事務局長が行うことについての寄附行為上の規定はない。所管課に他の規則に規定があれば提出するよう要請し、(財)徳島県企業公社処務規程の提出がなされたものの、

これを見ても事務局長は常務理事の命を受けることになっているし、出納員は常務理事をもって充てることになっている等、欠員が許される規定とはなっていない。

組織のスリム化は推奨されるべきだが、寄附行為その他の明文に違反することは許されず、常務理事を欠員にするのであれば、寄附行為の改正を速やかに行うべきである。

(2) 収入減

平成15年度には松茂駐車場が管理対象として増えた結果、当年度には全体の駐車場料金収入は増加している。

藍場町地下駐車場について見ると、駐車場料金収入の減少が続いているが、大幅な増収ということになると、郊外型店舗の増加やコインパーキングの増加の影響で難しいのが現状である。

(3) 再委託及び指定管理者制度

再委託は藍場町地下駐車場、松茂駐車場とも全て随意契約である。

このうち非常ベルの設置管理は一般的に(財)電気通信共済会を受託者としていたとのことで金額も小さいが、その他が随意契約になっている理由は判然としない。所管課によれば、複数の見積りを取った事例もあるとのことだが、あえて随意契約にする理由が不明である。

この点、松茂の警備再委託については開業前に監視モニター機器をプロポーザル方式(3社)で設置したので、機器の移転コストを考慮すれば継続契約が妥当との説明であった。

松茂駐車場については、当該団体の非常勤業務員4名が輪番で平日の午後1時～9時まで管理業務を担当し、現在、土日は警備会社に再委託(土日の午後は企業局、午前は物産館からの費用支出で警備会社が有人警備)をしている。警備会社の費用は非常勤業務員と同じで日額計算の雇用となるが、経費的には警備会社の方が高額となる。つまり、管理業務の重要性が明らかに高くなる土日の有人警備という業務の中心部分について、当該団体はプロパー職員に業務を担当させず、あえて高額な再委託にシフトしたのであり、これは、当該団体自身による業務管理能力に疑問を抱かせる現象だと言わざるを得ない。平成15年度は再委託しておらず、翌16年度から再委託に切り替えたとのことであるが、平成15年度の当該団体職員による業務では十分な対応ができていなかったことを窺わせる。

果たして、当該団体が駐車場の管理業務を受託するだけの資質ある職員を育成雇用しているかという点につき、疑義が生じる以上、指定管理者制度導入後の当該団体の存続は危ぶまれる。当該団体の設立目的に照らすと、企業局が設置する施設の管理運営以外に業務はあり得ないのであるから、指定管理者制度に適應した競争力をつけるためには、自ら雇用する職員の教育・育成に一層努力すべきであろう。

【まとめ】

1 外郭団体と県の関係

外郭団体とは、県の出資（出捐）比率が25%以上か、県が債務保証（損失補償）契約を結んでいる団体をいうが、その設立経過や設立目的、県の関与の程度は決して一様ではない。

今回監査対象としたのは、以下の10団体である。

財団法人とくしま地域政策研究所

財団法人徳島県青少年協会

社会福祉法人徳島県社会福祉事業団

財団法人徳島県国民年金福祉協会

財団法人徳島県腎臓バンク

財団法人徳島県観光協会

社団法人徳島県林業公社

財団法人徳島県水産振興公害対策基金

財団法人徳島県土木技術協会

財団法人徳島県企業公社

以上の10団体のうち、と は、県有施設の管理運営業務のみを目的に設立されたものである。したがって、県有施設の存続の有無がすなわち団体の存否に直結する立場にあり、また、新たな指定管理者制度の導入に当たり、最大の影響を受けるのもこれらの団体である。新制度導入後、指定管理者に指定されなければ、他の業務を行えない以上、収入が途絶え、当該団体は存続し得ないという深刻な状況に直面することになる。

次に、 は、前記、と同様に県有施設の管理も行うが、そのみが業務内容とされているわけではない。自主事業も行い、また、自己取得した不動産も保有しているが、その取得は県の立てた観光政策に基づく先行取得であり、いわば県の業務の代替機能を当該団体が果たしてきた側面がある。

県の業務の代替機能という面では、 の受託業務のうち監督補助業務の受託部分については、実質的に県の業務と同様であることから、派遣することなく県が自ら実施できるものであったのではないかと見受けられた。

は、コンビナート重油流出事故を契機に設立されたという特異な経過を持ち、かつ、どちらかと言えば民間の漁業関係団体の要望が尊重されて設立に至ったものであるが、金銭的な意味での県の関与は基本金への出捐額が他と比較して群を抜いている。

一方、国が主導する形で全国的によく似た時期に設立された外郭団体もあり、
、
、 はその範疇に含まれる。しかし、この中でも県の関与の程度については、 は実質的に県職員が全業務を負担しているのに対し、 はむしろ県の関与が排除される形での運営がなされているという違いがある。

は、必ずしも国の主導によるものではないが、全国的に材木需要が急増した1960年代に38都道府県が42公社を設立した時期に徳島県も設立したもので、木材価格の凋落した現在、そのほとんど全てが農林漁業金融公庫等からの借入金弁済のめどが立たなくなり、損失補償している地方公共団体は等しく今後の対応策に悩んでい

る。

これらに比較して、県民生活の向上に寄与するため、総合的な政策及び施策に関する調査研究及び提言等を行うことを目的に、もともとは県外民間営利業者が受注していた業務を、より地元密着型で行うために設立されたのが である。

このように、外郭団体と一口に言っても、その成り立ちや県との関係の深さは団体ごとに異なるが、一様に言えるのは、どの団体も決して経営状態が良好とは言い難いことである。すなわち、大半の団体は、県費を財源とする収入あるいは県職員の労働力の提供なしには経営的に存続し難い状態にあり、長引く不況による税収の減少と三位一体改革の影響で、最低限何らかの経営改善、場合によっては団体の廃止まで視野に入れた改革が求められる。そこで問題になるのは、経営改善の方策検討や、廃止になった場合の金銭的手当に、県としてどれだけの関与をすべきかという点である。

2 外郭団体の職員の待遇及び派遣職員

外郭団体の多くは、職員給与を県職員の給与に準じている。その根拠は外郭団体の給与規程等に基づくものであり、一部の団体については国からの行政通達もあるが、法令の根拠はない。したがって、地方公共団体によっては、必ずしも外郭団体の職員の待遇を当該地方公共団体の職員待遇に準じない扱いをしているところもあるが、今回、監査対象とした外郭団体の大半が、県職員の給与に準じることとされている。

その結果、例えば、財団法人徳島県企業公社や財団法人徳島県青少年協会のように、県有施設の管理受託だけが業務内容となる団体については、各年度の県からの委託金の中に、全職員の県職員に準じた給与が人件費として含まれることになる。各団体においては新規採用を中止する等の手段で人件費の高騰を回避する努力をしているが、職員の平均年齢が上がるにつれ委託金が増えるという連鎖関係は避けられず、これが指定管理者制度が導入された場合の競争力を低下させる要因となることが予想されている。

退職金についても、大半の外郭団体の退職金規程が県の基準に準じるという非常に簡単なものになっている。

徳島県においては、外郭団体の職員給与及び退職金を県に準じるという制度を抜本的に改める時期が来ていると思われる。

退職金の積み立ての有無は、外郭団体により事情が異なる。今回監査対象とした10団体の中では、社会福祉法人徳島県社会福祉事業団、財団法人徳島県水産振興公害対策基金及び財団法人徳島県企業公社の3団体のみが積み立てをしており、他の団体では積み立てをしていない。したがって、積み立てをしないのが原則的な運用状況にある。積み立てをしていないのにこれまで退職者が出た場合、県職員に準じる退職金が現実に支給されているのは、退職年度の委託事業の委託金の中に人件費として退職金が加算されていたからである。

ところで、外郭団体では県職員が派遣その他の方法で職務担当することが多い。この点に関しては、平成14年4月から「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」が施行され、派遣期間が原則3年以内であること、派遣中は地方公共団体の職員の身分を有し公益法人等の業務に従事し、期間満了時には復職すること等

が定められている。

派遣職員の給与は外郭団体が支出する。外郭団体の収入は県からの委託事業等の受託収入でまかなうが、その際には、派遣職員の給与も人件費として加算した報酬額が積算され、当然それには消費税が加算される。したがって、派遣職員のみが担当する業務を県が外郭団体に委託した場合、県は当該職員に正規職員として直接給与を支給する場合と比較して、少なくとも消費税分だけ多い出費を要することになる。その経済的損失については財団法人徳島県土木技術協会の問題点の項で指摘したとおりである。

派遣ではなく県の部長が外郭団体の理事長を兼任しているような場合は、重要な判断を仰がれる時だけ職務専念義務の免除をしてその部分の仕事は無給とする。専任でない限り給与は出さない。

県には地方自治法に基づく職員定数条例が存在し、現在知事の事務部局において県の業務（病院等含む）に従事している正規職員数は、4,457名と定められている。これに対して平成16年度の実数は4,314名であり、平成10年度末から5年間で一般行政職を100名削減するという目標を達成した結果の数字である。

派遣中の職員が前記定数に含まれるか否かという点は従来非常に不明確であったが、派遣法の制定により、県職員から除外する取扱いが明確化した。

したがって、派遣職員の数を増やすことで定数条例の定める職員定数を実現する事態が懸念されるが、徳島県においては平成16年4月時点で管理職（専任）22名を含めて75名が派遣職員であり、全員を県の正規職員に復職させたとしても定数オーバーとはならない。派遣職員数は全国の都道府県平均で約150名とのことであり、これと比較しても徳島県の派遣職員数は少ない方にとどまっている。それだけに、財団法人徳島県土木技術協会に対する過去の派遣職員の人数の多さが際だっており、同団体に対する意見の項で指摘したとおりの結論となった。

3 退職金の一括支払い

施設管理のみを目的として設立された外郭団体については、平成18年度から指定管理者制度が導入されることに伴い、場合により指定管理者としての指定を受けられず、その結果、団体の廃止に至る可能性が十分予測される。

その場合、同一年度に全職員が退職することになり、その退職金をどう手当てするかが深刻な問題となる。

前記のとおり、監査対象とした外郭団体中で退職金の積み立てをしているのは社会福祉法人徳島県社会福祉事業団、財団法人徳島県水産振興公害対策基金及び財団法人徳島県企業公社の3団体のみである。

したがって、他の団体においては、退職金規程どおりの県職員に準じた退職金を支給するとすれば、その費用は基本的には団体の収入により捻出するしかない。今回監査の対象とした外郭団体の中で、施設管理のみを目的として設立された団体でかつ退職金の積み立てがなされていないのは、財団法人徳島県青少年協会のみであるが、監査対象外の団体の中にも同様の立場にあるものは複数存在すると見られる。

ところが、その団体の収入源が、業務内容に制限があるため、県からの委託金ある

いは補助金しか考えられない場合には、結局県からの出費により、退職金が支給できるか否かという点を検討すべきことになる。

そこでまず、県と外郭団体職員との間の法律関係を見るに、雇用契約は両者間には締結されていない。したがって、外郭団体職員が契約関係に基づき、直接県に退職金を要求する権利はない。外郭団体職員からの、退職金規程に基づく退職金の請求はあくまでも当該団体に対してなされるべきであり、支払い義務を負うのは当該団体である。

だとすれば、次に、外郭団体が、県に対し、退職金相当額の支払いを要求することができるか否か問題となる。

県民全体のために財産を管理し使用する立場からすれば、道義的な責任が存在するからといって、それが法的義務にまで至っていない場合に、県が外郭団体の職員の退職金のためにしか使われない多額の費用を支出してよいのか検証する必要がある。道義的な責任という観点から言えば、施設管理のみを目的として団体を設立した県が責任を負うべきという考え方の妥当性もある。

県が外郭団体に退職金原資としての費用を支出するとすれば、特別の条例でもない限り、費目は補助金か委託料しか考えられない。

このうち、補助金については、地方自治法第232条の2所定の公益性の要件から、支出が認められない可能性が大きい。公益性の要件を満たすためには、補助金の交付とそれによる県民全体の利益との間における因果関係が認められる必要がある。今後の活動を停止することが明らかな団体の職員退職金の負担が、県民全体の利益に資するかどうかは疑問である。補助金名下での退職金支出は不相当ではないかと考えられる。

であれば、当該年度の委託金に含めて退職金を支給する手段はどうか。従来その年度に退職者が出る場合には退職金相当額を委託金に含めて契約していた実情もある。しかし、委託金が本来当該年度になされる業務の対価であることに照らすと、過年度の労働に対する対価の性質をも有する退職金を全額単年度契約の委託金として支払う点については、論理的な意味での疑問がある。

これ以外の方策としては、特別条例を制定し、それに基づき県費を支出する手段が考えられる。

結局のところ、退職金支払いにつき、外郭団体自体の経済力で対応しきれない場合、県がどこまで関与し、金銭的な部分で協力すべきかにつき、画一的基準を立てることは困難であるが、県の関与状況に見合った、迅速かつ慎重な対応が必要である。

4 借入金及び債務保証

外郭団体の担う、公共的機能に照らしても、あまりにも不相当な負債を抱えた状況であり、かつ、現在の経営状態に鑑みてその将来的な減少がほぼ期待できず、かえって増加することが予測されるような場合には、その団体を存続させることを断念した方がよいケースもある。

今回の監査の中で、そのケースに該当する可能性があると指摘したのは、財団法人徳島県観光協会と社団法人徳島県林業公社である。財団法人徳島県観光協会に対して

は、県が、短期・長期を含めて約32億円の貸付（土地購入代金の利息分含む）をしている。また、社団法人徳島県林業公社の場合、公庫からの借入金約50億円につき、県が債務保証をし、さらに県の公社に対する貸付金が約69億円存在する。

したがって、仮に両団体を廃止する場合、県の団体に対する債権放棄・債務免除あるいは、県の公庫に対する保証債務の履行をどうするかという問題が一気に顕在化する。

特に、債務保証履行の問題は、新たな支出を伴うだけに極めて深刻であり、現在の県財政を考えた場合、一括代位償還は困難であり、公庫との協議により償還条件を決していかなざるを得ないと推測される。

また、仮に団体の廃止までしないとしても、これらの問題は近い将来に、必ず解決しなければならない問題として浮上する。

であるならば、県としては現時点から積極的にこれら団体の負債状況を県民に公開し、対応方の検討に入るべきである。現在の県の対応は、財団法人徳島県観光協会の項で述べたとおり、県及び当該団体においては利子は土地売却時に発生するという誤った解釈をした結果、約13億円分の利子負債を未計上としており、県財政に直接的影響を及ぼす外郭団体の負債状況につき、十分な情報開示が行われているとは評価し難い。

以上、意見・提言を述べたが、関係機関においては早急に検討し、是正・導入されるよう期待するものである。